

2022年 輸入統計品目表新旧対照表

新(2022年)	旧(2021年)
目次	目次
輸入統計品目表の解釈に関する通則	輸入統計品目表の解釈に関する通則
第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品	第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品
第1類 [略]	第1類 [同左]
第2類 [略]	第2類 [同左]
第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の <u>水棲無脊椎動物</u>	第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の <u>水棲無脊椎動物</u>
第4類 [略]	第4類 [同左]
第5類 [略]	第5類 [同左]
第2部 [略]	第2部 [同左]
第3部 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	第3部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第15類 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	第15類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、 <u>非燃焼吸引用の物品(ニコチンを含有するかしないかを問わない。)</u> 並びに <u>ニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。)</u>	第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品
第16類 肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の <u>水棲無脊椎動物又は昆虫類</u> の調製品	第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の <u>水棲無脊椎動物</u> の調製品
第17類～第23類 [略]	第17類～第23類 [同左]
第24類 <u>たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品(ニコチンを含有するかしないかを問わない。)</u> 並びに <u>ニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。)</u>	第24類 たばこ及び製造たばこ代用品
第5部～第19部 [略]	第5部～第19部 [同左]
第20部 雑品	第20部 雑品
第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物	第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに <u>ランプその他の照明器具</u> (他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
第95類 <u>玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</u>	第95類 <u>がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</u>
第96類 [略]	第96類 [同左]
第21部 [略]	第21部 [同左]
第22部 [略]	第22部 [同左]
[略]	[同左]

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
[略]					[同左]				
第2類 肉及び食用のくず肉					第2類 肉及び食用のくず肉				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) [略]					(a) [同左]				
(b) <u>食用の生きていない昆虫類(第04.10項参照)</u>					[新規]				
(c) [略]					(b) [同左]				
(d) [略]					(c) [同左]				
備考					備考				
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物					第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)及び(b) [略]					(a)及び(b) [同左]				
(c) 生きていない魚(肝臓、卵及びしらこを含む。)並びに生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物で、食用に適しない種類又は状態のもの(第5類参照)並びに魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの(第23.01項参照)					(c) 生きていない魚(肝臓、卵及びしらこを含む。)並びに生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物で、食用に適しない種類又は状態のもの(第5類参照)並びに魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの(第23.01項参照)				
(d) [略]					(d) [同左]				
2 [略]					2 [同左]				
3 <u>第03.05項から第03.08項までには、粉、ミール及びペレットで、食用に適するものを含まない(第03.09項参照)。</u>					[新規]				
備考					備考				
1 第03.06項から第03.09項までにおいて「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを含まない。					1 第03.06項から第03.08項までにおいて「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを含まない。				
03.01		[略]			03.01		[同左]		
03.02		魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)			03.02		魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)		
		[略]					[同左]		
0302.11		[略]			0302.11		[同左]		
0302.29		—まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(カツオヌス・ペラミス)(第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)			0302.29		—まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)		
0302.31		[略]			0302.31		[同左]		
0302.32		[略]			0302.32		[同左]		
0302.33	000 0	—かつお(カツオヌス・ペラミス)	KG		0302.33	000 0	—かつお	KG	
0302.34		[略]			0302.34		[同左]		
0302.99		[略]			0302.99		[同左]		
03.03		魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)			03.03		魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)		
		[略]					[同左]		
0303.11		[略]			0303.11		[同左]		
0303.39		[略]			0303.39		[同左]		

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0303.41		—まぐろ(トウナス属のもの)及びかつお(カツオヌス・ペラミス)(第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)			0303.41		—まぐろ(トウナス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)		
0303.42		[略]			0303.42		[同左]		
0303.43	000 2	—かつお(カツオヌス・ペラミス)		KG	0303.43	000 2	—かつお		KG
0303.44		[略]			0303.44		[同左]		
0303.99		[略]			0303.99		[同左]		
03.04		魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)			03.04		魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)		
0304.31		[略]			0304.31		[同左]		
0304.79		—その他の魚のフィレ(冷凍したものに限る。)			0304.79		—その他の魚のフィレ(冷凍したものに限る。)		
0304.81		[略]			0304.81		[同左]		
0304.86		[略]			0304.86		[同左]		
0304.87		—まぐろ(トウナス属のもの)及びかつお(カツオヌス・ペラミス)			0304.87		—まぐろ(トウナス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)		
	020 4	—まぐろ(トウナス属のもの)		KG		020 4	—まぐろ(トウナス属のもの)		KG
	030 0	—くろまぐろ(トウナス・ティヌス及びトウナス・オリエンタリス)		KG		030 0	—くろまぐろ(トウナス・ティヌス及びトウナス・オリエンタリス)		KG
	040 3	—みなみまぐろ(トウナス・マッコイイ)		KG		040 3	—みなみまぐろ(トウナス・マッコイイ)		KG
	050 6	—きはだまぐろ(トウナス・アルバカレス)		KG		050 6	—きはだまぐろ(トウナス・アルバカレス)		KG
	060 2	—めばちまぐろ(トウナス・オベス)		KG		060 2	—めばちまぐろ(トウナス・オベス)		KG
	090 4	—その他のもの		KG		090 4	—その他のもの		KG
		—かつお(カツオヌス・ペラミス)		KG			—かつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)		KG
0304.88		[略]			0304.88		[同左]		
0304.99		[略]			0304.99		[同左]		
03.05		魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)及びくん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)			03.05		魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)		
		[削除]			0305.10	000 3	—魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)		KG
0305.20		[略]			0305.20		[同左]		
0305.79		[略]			0305.79		[同左]		

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
03.06		甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。) <u>及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)</u>			03.06		甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、 <u>蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)</u> <u>並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)</u>		
0306.11 }		— 冷凍したもの			0306.11 }		— 冷凍したもの		
0306.17		[略]			0306.17		[同左]		
0306.19		— — その他のもの			0306.19		— — その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))を含む。)		
	100	1 — — — えび	KG		100	1	1 — — — えび	KG	
	200	3 — — — その他のもの	KG		200	3	3 — — — その他のもの	KG	
		— 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの					— 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
0306.31 }		[略]			0306.31 }		[同左]		
0306.36		— — その他のもの			0306.36		— — その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))を含む。)		
0306.39		— — — えび	KG		0306.39		— — — えび	KG	
	900	4 — — — その他のもの	KG		900	4	4 — — — その他のもの	KG	
		— その他のもの					— その他のもの		
0306.91 }		[略]			0306.91 }		[同左]		
0306.95		— — その他のもの			0306.95		— — その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))を含む。)		
0306.99		— — — — — えび	KG		0306.99		— — — — — えび	KG	
	110	1 — — — — — その他のもの	KG		110	1	1 — — — — — えび	KG	
	190	4 — — — — — その他のもの	KG		190	4	4 — — — — — その他のもの	KG	
		— — — — — その他のもの					— — — — — その他のもの		
	910	3 — — — — — えび	KG		910	3	3 — — — — — えび	KG	
	990	6 — — — — — その他のもの	KG		990	6	6 — — — — — その他のもの	KG	
03.07		軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。) <u>及びくん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)</u>			03.07		軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、 <u>くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)</u> <u>並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)</u>		
		[略]					[同左]		

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0307.11 }		[略]			0307.11 }		[同左]		
0307.19		－スキャロップ及びその他のいたやがい科の軟体動物			0307.19		－スキャロップ(ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。)		
0307.21		－生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの			0307.21	000	2	－生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG
	100	4		KG					
		－ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの							
		－その他のもの							
	210	2		KG					
	290	5		KG					
0307.22		－冷凍したもの			0307.22	000	1	－冷凍したもの	KG
	100	3		KG					
		－ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの							
		－その他のもの							
	210	1		KG					
	290	4		KG					
0307.29		－その他のもの			0307.29			－その他のもの	
	600	†		KG		500	4	－くん製したもの	KG
		－その他のもの				200	5	－その他のもの	KG
	210	1		KG					
		－ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの							
		－その他のもの							
	291	5		KG					
	299	6		KG					
0307.31 }		[略]			0307.31 }				
0307.88		－その他のもの			0307.88			－その他のもの(軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)	
0307.91		－生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの			0307.91			－生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
	010	5		KG		010	5	－貝柱	KG
		－その他のもの						－その他のもの	
		[削除]				091	2	－スキャロップ(いたやがい科のもの)	KG
	092	3		KG		092	3	－しじみ	KG
	099	3		KG		099	3	－その他のもの	KG
0307.92		－冷凍したもの			0307.92			－冷凍したもの	
	110	6		KG		110	6	－貝柱	KG
		－その他のもの						－その他のもの	
		[削除]				131	6	－スキャロップ(いたやがい科のもの)	KG
	132	0		KG		132	0	－しじみ	KG
	139	0		KG		139	0	－その他のもの	KG
0307.99		－その他のもの			0307.99			－その他のもの	
		－くん製したもの						－くん製したもの	
	230	0		KG		220	4	－スキャロップ(いたやがい科のもの)及び貝柱	KG
		－その他のもの						－その他のもの	
	290	4		KG		290	4	－その他のもの	KG
		－その他のもの						－その他のもの	
	330	2		KG		330	2	－貝柱	KG
399	1	1		KG				－その他のもの	

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
03.08		水棲無脊椎動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)及びくん製した水棲無脊椎動物(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)			03.08		水棲無脊椎動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)、くん製した水棲無脊椎動物(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。)		
0308.11 } 0308.90		[略]			0308.11 } 0308.90		[同左]		
03.09		魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール並びにペレット(食用に適するものに限る。)					[新規]		
0309.10	100	4 ーにしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)		KG					
0309.90	900	6 ーその他のもの		KG					
		ーその他のもの							
		ー生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの							
	110	4 ーえびのもの		KG					
		ーその他のもの							
	120	† ー甲殻類のもの		KG					
		ー軟体動物のもの							
	131	4 ー貝柱		KG					
	139	† ーその他のもの		KG					
	190	† ーその他のもの		KG					
		ーくん製したもの							
	210	6 ーえびのもの		KG					
		ーその他のもの							
	220	2 ー甲殻類のもの		KG					
		ー軟体動物のもの							
	231	6 ー貝柱		KG					
	239	† ーその他のもの		KG					
	290	2 ーその他のもの		KG					
		ーその他のもの							
	310	1 ーえびのもの		KG					
	320	† ーうに又はくらげのもの		KG					
		ーその他のもの							
	330	0 ー甲殻類のもの		KG					

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		-----軟体動物のもの							
341	4	-----貝柱		KG					
349	5	-----その他のもの		KG					
390	4	-----その他のもの		KG					
第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品				第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品					
注				注					
1 [略]				1 [同左]					
2 第04.03項においてヨーグルトは、濃縮し又は香味を付けてあるかないかを問わず、砂糖その他の甘味料、果実、ナット、ココア、チョコレート、香辛料、コーヒー若しくはそのエキス、植物若しくはその部分、穀物又はベーカリー製品を加えてあるかないかを問わない。ただし、ミルクの組成の一部又は全部を置き換えるためにこれらの物品を加えたものではなく、かつ、ヨーグルトの重要な特性を保持しているものに限る。				2 [新規]					
3 [略]				3 [同左]					
4 ホエイにミルク又は乳脂肪を加えた物品で濃縮又は乾燥をして得たものは、次の全ての特性を有するものに限り、チーズとして第04.06項に属する。 (a)~(c) [略]				4 ホエイにミルク又は乳脂肪を加えた物品で濃縮又は乾燥をして得たものは、次のすべての特性を有するものに限り、チーズとして第04.06項に属する。 (a)~(c) [同左]					
5 この類には、次の物品を含まない。 (a) 生きていない昆虫類のうち食用に適しないもの(第05.11項参照)				5 この類には、次の物品を含まない。 [新規]					
(b) [略]				(a) [同左]					
(c) [略]				(b) [同左]					
(d) [略]				(c) [同左]					
6 第04.10項において「昆虫類」とは、食用の生きていない昆虫類(全形のもの又は部分的なもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)並びに昆虫類の粉及びミールで食用に適するものをいう。ただし、同項には、その他の方法により調製し又は保存に適する処理をしたものを含まない(主として第4部に属する。)				6 [新規]					
号注				号注					
[略]				[同左]					
04.01		[略]			04.01		[同左]		
04.02		[略]			04.02		[同左]		
04.03		バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。)並びにヨーグルト			04.03		バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。)		
0403.20		-----ヨーグルト			0403.10		-----ヨーグルト		
		-----冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの(フローズンヨーグルトを除く。)					-----冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの(フローズンヨーグルトを除く。)		
		-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの					-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		
110	†	-----砂糖を加えたもの		KG	110	1	-----砂糖を加えたもの		KG
120	†	-----その他のもの		KG	120	4	-----その他のもの		KG
190	1	-----その他のもの		KG	190	†	-----その他のもの		KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
		-----フローズンヨーグルト					-----フローズンヨーグルト		

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0403.90 04.04 04.09 04.10	211	砂糖その他の甘味料を加えたもの(正味重量が10キログラム以下の直接包装したものに限る。)		KG	211	4	砂糖その他の甘味料を加えたもの(正味重量が10キログラム以下の直接包装したものに限る。)		KG
	219			KG		5		その他のもの	
	220	その他のもの		KG	220	6	その他のもの		KG
		[略]			0403.90		[同左]		
		[略]			04.04		[同左]		
		[略]			04.09		[同左]		
			昆虫類その他の食用の動物性生産品(他の項に該当するものを除く。)			04.10		食用の動物性生産品(他の項に該当するものを除く。)	
0410.10	000	3		KG	100	1	あなつばめの巢		KG
0410.90					200	3	その他のもの		KG
	100	2		KG					
	200	4		KG					
		[略]							
第7類 食用の野菜、根及び塊茎					第7類 食用の野菜、根及び塊茎				
注					注				
1及び2 [略]					1及び2 [同左]				
3 第07.12項には、次の物品を除くほか、第07.01項から第07.11項までの野菜を乾燥した <u>全て</u> のものを含む。					3 第07.12項には、次の物品を除くほか、第07.01項から第07.11項までの野菜を乾燥した <u>すべて</u> のものを含む。				
(a)~(d) [略]					(a)~(d) [同左]				
4 [略]					4 [同左]				
5 第07.11項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの)で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。					[新規]				
07.01		[略]			07.01		[同左]		
07.03					07.03				
07.04		キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)			07.04		キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		
0704.10		ーカリフラワー及びブロッコリー			0704.10	000	3	ーカリフラワー	KG
	010	6		KG					
	020	2		KG					
0704.20		[略]			0704.20				
0704.90		ーその他のもの			0704.90				
		[削除]				010	3	ーブロッコリー	KG
	020	6		KG	020	6		ー結球キャベツ	KG
	030	2		KG	030	2		ーはくさい	KG
	090	6		KG	090	6		ーその他のもの	KG
07.05		[略]			07.05				
07.08					07.08				
07.09		その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)			07.09			その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	
0709.20		[略]			0709.20			[同左]	
0709.40					0709.40				
		ーきのこ及びトリフ						ーきのこ及びトリフ	
0709.51		[略]			0709.51			[同左]	
0709.52	000	0		KG				[新規]	
0709.53	000	6		KG				[新規]	

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0709.54	000	5		KG			[新規]		
0709.55	000	4		KG			[新規]		
0709.56	000	3		KG			[新規]		
0709.59	000	0		KG	0709.59		---その他のもの		
						011	4	----まつたけ	KG
						012	5	----トリフ	KG
						020	6	----その他のもの	KG
						090	6	----しいたけ	KG
								----その他のもの	KG
0709.60					0709.60			[同左]	
0709.99					0709.99			[同左]	
07.10					07.10			[同左]	
07.11					07.11			一時的な保存に適する処理をした野菜(そのままの状態では食用に適しないものに限る。)	
0711.20					0711.20			[同左]	
0711.90					0711.90			[同左]	
07.12					07.12			乾燥野菜(全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。)	
0712.20					0712.20			[同左]	
0712.31					0712.31			一きのこ、きくらげ(きくらげ属のもの)、白きくらげ(白きくらげ属のもの)及びトリフ	
0712.33					0712.33			[同左]	
0712.34	000	5		KG			[新規]		
0712.39	000	0		KG	0712.39		---その他のもの		
						010	3	----しいたけ	KG
						090	6	----その他のもの	KG
0712.90					0712.90			[同左]	
07.13					07.13			[同左]	
07.14					07.14			[同左]	
第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮				第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮					
注 1~3 [略]				注 1~3 [同左]					
4 第08.12項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの)で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。				[新規]					
08.01					08.01			[同左]	

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
08.02		その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。) [略]			08.02		その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。) [同左]		
0802.11		[略]			0802.11		[同左]		
0802.80		－その他のもの			0802.80		－その他のもの		
0802.91	000	6 ー殻付きの松の実		KG	0802.90	300	6 ーペカン		KG
0802.92	000	5 ー殻を除いた松の実		KG		900	4 ーその他のもの		KG
0802.99		ーその他のもの							
	100	0 ーペカン		KG					
	900	2 ーその他のもの		KG					
08.03		[略]			08.03		[同左]		
08.04		[略]			08.04		[同左]		
08.05		かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)			08.05		かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)		
0805.10		[略]			0805.10		[同左]		
0805.29					0805.29				
0805.40	000	2 ーグレープフルーツ及びポメロ	KG		0805.40	000	2 ーグレープフルーツ(ポメロを含む。)		KG
0805.50		[略]			0805.50		[同左]		
0805.90		[略]			0805.90		[同左]		
08.06		[略]			08.06		[同左]		
08.11					08.11				
08.12		一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(そのままの状態では食用に適しないものに限る。)			08.12		一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)		
0812.10		[略]			0812.10		[同左]		
0812.90		ーその他のもの			0812.90		ーその他のもの		
	100	† ーバナナ		KG		100	† ーバナナ		KG
	200	† ーオレンジ		KG		200	† ーオレンジ		KG
	300	† ーグレープフルーツ及びポメロ		KG		300	† ーグレープフルーツ(ポメロを含む。)		KG
	410	5 ーその他のもの					ーその他のもの		
		ーレモン及びライム(保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。)		KG		410	5 ーレモン及びライム(保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。)		KG
	430	4 ーくり(カスターネア属のもの)		KG		430	4 ーくり(カスターネア属のもの)		KG
	420	1 ーその他のもの					ーその他のもの		
		ーパパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ		KG		420	1 ーパパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ		KG

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
08.13 0813.10 ∧ 0813.30 0813.40	440 0	-----マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種		KG	08.13 0813.10 ∧ 0813.30 0813.40	440 0	-----マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種		KG
	490 1	-----その他のもの 乾燥果実(第08.01項から第08.06項までのものを除く。)及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの		KG		490 1	-----その他のもの 乾燥果実(第08.01項から第08.06項までのものを除く。)及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの		KG
		[略]					[同左]		
		-----その他の果実					-----その他の果実		
	010 3	-----ベリー		KG		010 3	-----ベリー		KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
	021 0	-----パイヤ、ポポー、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ		KG		021 0	-----パイヤ、ポポー、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ		KG
	022 1	-----干し柿		KG		022 1	-----干しがき		KG
	023 2	-----サントル		KG		023 2	-----サントル		KG
	029 1	-----その他のもの -----この類のナット又は乾燥果実を混合したもの		KG		029 1	-----その他のもの -----この類のナット又は乾燥果実を混合したもの		KG
0813.50	010 0	-----ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の50%を超えるもの(くり(カスターネア属のもの)、くるみ、ピスタチオナット、コーラナット(コラ属のもの)、 <u>第0802.91号から第0802.99号までのナット</u> 又は第0813.10号から第0813.40号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。)		KG	0813.50	010 0	-----ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の50%を超えるもの(くり(カスターネア属のもの)、くるみ、ピスタチオナット、コーラナット(コラ属のもの)、 <u>第0802.90号のナット</u> 又は第0813.10号から第0813.40号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。)		KG
08.14	090 3	-----その他のもの [略]		KG	08.14	090 3	-----その他のもの [同左]		KG
[略]				[同左]					
第10類 穀物 注 1(A) [略] (B) この類には、殻の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第10.06項には、玄米、精米、研磨した米、つや出した米、パーボイルドライス及び砕米を含む、 <u>第10.08項には、サポニンを分離するために果皮を全部又は部分的に除去したキヌアで、他のいかなる加工もしていないものを含む。</u>				第10類 穀物 注 1(A) [同左] (B) この類には、殻の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第10.06項には、玄米、精米、研磨した米、つや出した米、パーボイルドライス及び砕米を含む。					
2 [略] 号注 [略] [略]				2 [同左] 号注 [同左] [同左]					
12.01 ∧ 12.10				12.01 ∧ 12.10					
[略]				[同左]					

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
12.11		主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)			12.11		主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)		
1211.20		[略]			1211.20		[同左]		
1211.50		[略]			1211.50		[同左]		
1211.60	000	3		KG			[新規]		
1211.90		—アフリカンチェリー(ブルナス・アフリカナ)の樹皮			1211.90		[同左]		
12.12		[略]			12.12		[同左]		
12.14		[略]			12.14		[同左]		
第13類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス					第13類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス				
注 1 第13.02項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。 (a)～(f) [略] (g) 第30.03項又は第30.04項の医薬品及び血液型判定用のもの(第38.22項参照) (h)～(k) [略]					注 1 第13.02項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。 (a)～(f) [同左] (g) 第30.03項又は第30.04項の医薬品及び血液型判定用試薬(第30.06項参照) (h)～(k) [同左]				
備考 [略]					備考 [同左]				
[略]					[同左]				
第3部 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう					第3部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう				
第15類 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう					第15類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう				
注 [略]					注 [同左]				
号注 1 第1509.30号において、バージンオリーブ油とは、遊離酸度がオレイン酸換算で100グラムにつき2.0グラムを超えず、かつ、CODEX ALIMENTARIUS STANDARD 33-1981に定めるバージンオリーブ油の特性に従い、他の種類のバージンオリーブ油の категорияと区別できるものをいう。					号注 [新規]				
2 [略]					1 [同左]				
備考 [略]					備考 [同左]				
15.01		[略]			15.01		[同左]		
15.08		[略]			15.08		[同左]		
15.09		オリーブ油及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)			15.09		オリーブ油及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)		
1509.20	000	0		KG	1509.10	000	3		KG
		—エクストラバージンオリーブ油							[新規]
1509.30	000	4		KG					[新規]
1509.40	000	1		KG					[新規]
1509.90		[略]			1509.90		[同左]		

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
15.10		オリーブのみから得たその他の油及びその分別物(第15.09項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)			15.10		オリーブのみから得たその他の油及びその分別物(第15.09項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)		
1510.10	000	1 粗製のオリーブかす油		KG	1510.00	000	4		KG
1510.90	000	5 一その他のもの		KG					
15.11		[略]			15.11		[同左]		
15.14					15.14				
15.15		その他の植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)			15.15		その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)		
1515.11		[略]			1515.11		[同左]		
1515.50					1515.50				
1515.60		一微生物性油脂及びその分別物					[新規]		
	100	6 一酸価が0.6を超えるもの		KG					
	200	1 一その他のもの		KG					
1515.90		[略]			1515.90		[同左]		
15.16		動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物(完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。)			15.16		動物性又は植物性の油脂及びその分別物(完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。)		
1516.10		[略]			1516.10		[同左]		
1516.20		[略]			1516.20		[同左]		
1516.30	000	4 一微生物性油脂及びその分別物		KG			[新規]		
15.17		マーガリン並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。)			15.17		マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。)		
1517.10		[略]			1517.10		[同左]		
1517.90		一その他のもの			1517.90		一その他のもの		
	110	3 一完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの		KG	110	3	一完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの		KG
	190	6 一その他のもの		KG	190	6	一その他のもの		KG

新(2022年)				旧(2021年)																	
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位													
			I	II				I	II												
15.18	210	5	植物性油脂、微生物性油脂又はこれらの分別物の混合物(完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの(精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。))を含み、その他の調製をしたものを除く。)		KG	210	5	植物性油脂又はその分別物の混合物(完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの(精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。))を含み、その他の調製をしたものを除く。)													
			完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの					KG	290	1	完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの										
			その他のもの								KG	300	4	その他のもの							
			離型油											KG	400	6	離型油				
			ショートニング														KG	600	2	ショートニング	
			その他のもの																	KG	900
15.18	1518.00	000	2	動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物(ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限り、第15.16項のものを除く。))並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	KG	15.18	1518.00	000	2	動物性又は植物性の油脂及びその分別物(ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限り、第15.16項のものを除く。))並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	KG										
15.20	15.22	[略]	[略]	15.20	15.22	[同左]	[同左]														
第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品(ニコチンを含有するかしないかを問わない。))並びにニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。)				第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品																	
注 [略]				注 [同左]																	
第16類 肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品				第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品																	
注				注																	
1 この類には、第2類、第3類、第4類の注6又は第05.04項に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物並びに昆虫類を含まない。				1 この類には、第2類、第3類又は第05.04項に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物を含まない。																	
2 ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。				2 ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。																	
号注				号注																	

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番 号	NACS用	品名	単位		統計品目番 号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
1 第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉、 <u>血又は昆虫類</u> から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉、 <u>くず肉又は昆虫類</u> の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第16.02項の他のいかなる号にも優先する。				1 第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉 <u>又は血</u> から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉 <u>又はくず肉</u> の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第16.02項の他のいかなる号にも優先する。					
2 [略]				2 [同左]					
備考 [略]				備考 [同左]					
16.01 1601.00		ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉、 <u>血又は昆虫類</u> から製造したものに限る。)及びこれらの物品をもととした調製食料品			16.01 1601.00	000 4	ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉又は血から製造したものに限る。)及びこれらの物品をもととした調製食料品		KG
	100 6	一昆虫類のもの							KG
	900 1	一その他のもの							KG
16.02		その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、 <u>血及び昆虫類</u>			16.02		その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉 <u>及び血</u>		
1602.10		一均質調製品			1602.10	000 6	一均質調製品		KG
	100 1	一昆虫類のもの							KG
	900 3	一その他のもの							KG
1602.20 1602.50 1602.90		[略]			1602.20 1602.50 1602.90		[同左]		
	100 5	一その他のもの(動物の血の調製品を含む。) 一腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)		KG		100 5	一腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)		KG
	210 3	一若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの		KG		210 3	一若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの		KG
	280 † 290 6	一その他のもの 一昆虫類のもの 一その他のもの		KG KG		290 6	一その他のもの		KG
16.03 16.04 16.05		[略] [略] 甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)			16.03 16.04 16.05		[同左] [同左] 甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)		
1605.10 1605.40		[略]			1605.10 1605.40		[同左]		
1605.51 1605.52		一軟体動物 [略] 一スキャロップ(いたや貝を含む。)			1605.51 1605.52		一軟体動物 [同左] 一スキャロップ(いたや貝を含む。)		
	200 4 900 4	一くん製したもの 一その他のもの		KG		100 2 900 4	一くん製したもの 一その他のもの		KG KG
1605.53 1605.58		[略]			1605.53 1605.58		[同左]		

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
	110 3	ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの		KG		110 3	ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの		KG
	190 6	その他のもの		KG		190 6	その他のもの		KG
	210 5	ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの		KG		210 5	ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの		KG
	220 1	その他のもの		KG		220 1	その他のもの		KG
1902.30		[略]			1902.30		[同左]		
1902.40		[略]			1902.40		[同左]		
19.03		[略]			19.03		[同左]		
19.05		[略]			19.05		[同左]		
第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品					第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) [略]					(a) [同左]				
(b) 植物性油脂(第15類参照)					[新規]				
(c) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの(第16類参照)					(b) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの(第16類参照)				
(d) [略]					(c) [同左]				
(e) [略]					(d) [同左]				
2~6 [略]					2~6 [同左]				
号注					号注				
[略]					[同左]				
20.01		[略]			20.01		[同左]		
20.07					20.07				
20.08		果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。)			20.08		果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。)		
		[略]					[同左]		
2008.11		[略]			2008.11		[同左]		
2008.80		一その他のもの(混合したもの(第2008.19号のものを含む。))			2008.80		一その他のもの(混合したもの(第2008.19号のものを含む。))		
2008.91		[略]			2008.91		[同左]		

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2008.93		クランベリー(ヴァキニウム・マクロカルボン及びヴァキニウム・オクシココス)及びこけもも(ヴァキニウム・ヴィティスダイア)			2008.93		クランベリー(ヴァキニウム・マクロカルボン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスダイア)		
	110	砂糖を加えたもの				110	砂糖を加えたもの		
	5	パルプ状のもの		KG		5	パルプ状のもの		KG
	120	その他のもの		KG		120	その他のもの		KG
		その他のもの					その他のもの		
	210	パルプ状のもの		KG		210	パルプ状のもの		KG
	220	その他のもの		KG		220	その他のもの		KG
2008.97		[略]			2008.97		[同左]		
2008.99		[略]			2008.99		[同左]		
20.09		果実、ナット又は野菜のジュース(ぶどう搾汁及びココナッツウォーターを含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)			20.09		果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)		
		[略]					[同左]		
2009.11		[略]			2009.11		[同左]		
2009.19		グレープフルーツジュース及びポメロジュース			2009.19		グレープフルーツ(ポメロを含む。)ジュース		
2009.21		[略]			2009.21		[同左]		
2009.79		その他の果実、ナット又は野菜のジュース(二以上の果実、ナット又は野菜から得たものを除く。)			2009.79		その他の果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)		
2009.81		クランベリー(ヴァキニウム・マクロカルボン及びヴァキニウム・オクシココス)ジュース及びこけもも(ヴァキニウム・ヴィティスダイア)ジュース			2009.81		クランベリー(ヴァキニウム・マクロカルボン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスダイア)ジュース		
	110	砂糖を加えたもの				110	砂糖を加えたもの		
	1	しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG		1	しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG
	190	その他のもの	L	KG		190	その他のもの	L	KG
		その他のもの					その他のもの		
	210	しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG		210	しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG
	290	その他のもの	L	KG		290	その他のもの	L	KG
2009.89		[略]			2009.89		[同左]		
2009.90		[略]			2009.90		[同左]		
第21類 各種の調製食料品				第21類 各種の調製食料品					
注				注					
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。					
(a)~(d) [略]				(a)~(d) [同左]					
(e)ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの(第16類参照。第21.03項及び第21.04項のものを除く。)				(e)ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの(第16類参照。第21.03項及び第21.04項のものを除く。)					
(f) 第24.04項の物品				[新規]					
(g) [略]				(f) [同左]					

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番号	NACS 用	品名	単位		統計品目 番号	NACS 用	品名	単位	
			I	II				I	II
(h) [略] 2及び3 [略] [略]					(g) [同左] 2及び3 [同左] [同左]				
22.01 22.02		[略] 水(鉱水及び炭酸水を含むもの とし、砂糖その他の甘味料又は 香料を加えたものに限る。)そ の他のアルコールを含有しない 飲料(第20.09項の果実、ナット 又は野菜のジュースを除く。)			22.01 22.02		[同左] 水(鉱水及び炭酸水を含むもの とし、砂糖その他の甘味料又は 香料を加えたものに限る。)そ の他のアルコールを含有しない 飲料(第20.09項の果実又は野 菜のジュースを除く。)		
2202.10 }		[略]			2202.10 }		[同左]		
2202.99 22.03 }		[略]			2202.99 22.03 }		[同左]		
22.09 [略]		[略]			22.09 [同左]		[同左]		
23.01 }		[略]			23.01 }		[同左]		
23.05 23.06		その他の植物性又は微生物性の 油かす(粉砕してあるかないか 又はペレット状であるかないか を問わないものとし、第23.04 項又は第23.05項のものを除 く。)			23.05 23.06		その他の植物性の油かす(粉砕 してあるかないか又はペレット 状であるかないかを問わないも のとし、第23.04項又は第23.05 項のものを除く。)		
2306.10 }		[略]			2306.10 }		[同左]		
2306.90 23.07 }		[略]			2306.90 23.07 }		[同左]		
23.09		[略]			23.09		[同左]		
第24類 たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品 (ニコチンを含有するかしないかを問わない。)並びに ニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体 に摂取するためのものに限る。)					第24類 たばこ及び製造たばこ代用品				
注 1 [略] 2 第24.04項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる 物品は、第24.04項に属する。 3 第24.04項において「非燃焼吸引」とは、加熱供給その他 の方法を通じた吸引で、燃焼を伴わないものをいう。					注 1 [同左] [新規] [新規]				
号注 [略]					号注 [同左]				
24.01 }		[略]			24.01 }		[同左]		
24.03 24.04		たばこ、再生たばこ、ニコチン又 はたばこ代用物若しくはニコチ ン代用物を含有する物品(非燃 焼吸引用の物品に限る。)及びニ コチンを含有するその他の物品 (ニコチンを人体に摂取するた めのものに限る。)			24.03		[新規]		
2404.11		---非燃焼吸引用の物品 ---たばこ又は再生たばこを 含有するもの							
	100	6							KG
	200	†							KG
2404.12	000	†							KG
2404.19									
	100	5							KG
	200	†							KG

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2404.91		—その他のもの							
	100	—経口摂取用のもの							
	200	—チューインガム		KG					
2404.92	000	—その他のもの		KG					
2404.99	000	—経皮摂取用のもの		KG					
		—その他のもの		KG					
[略]					[同左]				
第25類 塩、硫黄、土石類、プaster、石灰及びセメント					第25類 塩、硫黄、土石類、プaster、石灰及びセメント				
注					注				
1 [略]					1 [同左]				
2 この類には、次の物品を含まない。					2 この類には、次の物品を含まない。				
(a)~(d) [略]					(a)~(d) [同左]				
(e) ドロマイトラミングミックス(第38.16項参照)					[新規]				
(f) [略]					(e) [同左]				
(g) [略]					(f) [同左]				
(h) [略]					(g) [同左]				
(ij) [略]					(h) [同左]				
(k) [略]					(ij) [同左]				
3 [略]					3 [同左]				
4 第25.30項には、 ^{ひる} 蛭石、真珠岩及び緑泥岩(膨張させてないものに限る。)、アースカラー(焼いてあるかないか又は相互に混合してあるかないかを問わない。)、天然の雲母酸化鉄、こはく、海泡石(磨いてあるかないかを問わない。)、板状、棒状その他これらに類する形状に凝結させたこはく及び海泡石(凝結させたものにあつては、成形後に加工したものを除く。)、黒玉、ストロンチアナイト(焼いてあるかないかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。)並びに陶磁製品、れんが又はコンクリートの破片を含む。					4 第25.30項には、 ^{ひる} 蛭石、真珠岩及び緑泥岩(膨張させてないものに限る。)、アースカラー(焼いてあるかないか又は相互に混合してあるかないかを問わない。)、天然の雲母酸化鉄、こはく、海泡石(磨いてあるかないかを問わない。)、板状、棒状その他これらに類する形状に凝結させたこはく及び海泡石(凝結させたものにあつては、成形後に加工したものを除く。)、黒玉、ストロンチアナイト(焼いてあるかないかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。)並びに陶磁製品、れんが又はコンクリートの破片を含む。				
25.01		[略]			25.01		[同左]		
25.17					25.17				
25.18		ドロマイト(粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。)			25.18		ドロマイト(粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。)及びドロマイトラミングミックス		
25.18.10		[略]			25.18.10		[同左]		
25.18.20		[略]			25.18.20		[同左]		
		[削除]			25.18.30	000	2	ドロマイトラミングミックス	MT
25.19		[略]			25.19				
25.30		[略]			25.30		[同左]		
第26類 鋳石、スラグ及び灰					第26類 鋳石、スラグ及び灰				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)~(e) [略]					(a)~(e) [同左]				
(f) 貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの(第71.12項及び第85.49項参照)					(f) 貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの(第71.12項参照)				
(g) [略]					(g) [同左]				
2及び3 [略]					2及び3 [同左]				
号注					号注				
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
第27類 鋳物性燃料及び鋳物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鋳物性ろう					第27類 鋳物性燃料及び鋳物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鋳物性ろう				
注					注				
[略]					[同左]				
号注					号注				

新(2022年)					旧(2021年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
1~4	[略]				1~4	[同左]			
5		第27.10項の各号において「バイオディーゼ			5		第27.10項の各号において「バイオディーゼ		
		ル」とは、動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂(使用済みであるかないかを問わない。)から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。					ル」とは、動物性又は植物性の油脂(使用済みであるかないかを問わない。)から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。		
		備考 [略]					備考 [同左]		
		[略]					[同左]		
第6部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品					第6部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品				
注					注				
1及び2 [略]					1及び2 [同左]				
3 二以上の独立した構成成分(その一部又は全部がこの部に属し、かつ、この部又は第7部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。)から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の <u>全て</u> の要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。					3 二以上の独立した構成成分(その一部又は全部がこの部に属し、かつ、この部又は第7部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。)から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の <u>すべて</u> の要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。				
(a)~(c) [略]					(a)~(c) [同左]				
4 名称又は機能によりこの部の一以上の項に該当し、かつ、 <u>第38.27項にも該当する物品は、当該名称又は機能により該当する項に属するものとし、第38.27項には属しない。</u>					[新規]				
[略]					[同左]				
28.01		[略]			28.01		[同左]		
28.42		[略]			28.42		[同左]		
28.43		第6節 その他のもの			28.43		第6節 その他のもの		
28.44		[略]			28.44		[同左]		
		放射性の元素及び同位元素(核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。)並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物					放射性の元素及び同位元素(核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。)並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物		
2844.10		[略]			2844.10		[同左]		
2844.30		[略]			2844.30		[同左]		

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2844.41	000	4			2844.40				
				GR		010	1		KG
2844.42	000	3		GR		020	4		GR
				GR		090	4		GR
2844.43	000	2		GR					
2844.44	000	1		GR					
2844.50					2844.50				
28.45					28.45				
2845.10					2845.10				
2845.20	000	2		KG					
2845.30	000	6		KG					
2845.40	000	3		KG					
2845.90					2845.90				
28.46					28.46				
28.53					28.53				
第29類 有機化学品					第29類 有機化学品				
注					注				
1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。 (a)~(f) [略]					1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。 (a)~(f) [同左]				

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番 号	NA C C S 用	品 名	単 位		統計品目番 号	NA C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
(g)		(a)、(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料、 <u>香気性物質若しくは催吐剤</u> を加えたもの(特定の用途に適するようにしたものを除く。)			(g)		(a)、(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料若しくは <u>香気性物質</u> を加えたもの(特定の用途に適するようにしたものを除く。)		
(h)		[略]			(h)		[同左]		
2及び3		[略]			2及び3		[同左]		
4		第29.04項から第29.06項まで、第29.08項から第29.11項まで及び第29.13項から第29.20項までにおいて、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体(例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体)を含む。 ニトロ基及びニトロソ基は、第29.29項においては窒素官能基としない。 第29.11項、第29.12項、第29.14項、第29.18項及び第29.22項において「 <u>酸素官能基</u> 」は、第29.05項から第29.20項までの酸素を有する有機官能基に限る。			4		第29.04項から第29.06項まで、第29.08項から第29.11項まで及び第29.13項から第29.20項までにおいて、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体(例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体)を含む。 ニトロ基及びニトロソ基は、第29.29項においては窒素官能基としない。 第29.11項、第29.12項、第29.14項、第29.18項及び第29.22項において <u>酸素官能基</u> は、第29.05項から第29.20項までの酸素を有する有機官能基に限る。		
5(A)及び(B)		[略]			5(A)及び(B)		[同左]		
(C)		次の塩は、この部の注1及び第28類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。 (1)及び(2) [略] (3) 配位化合物は、第11節又は第29.41項に属するものを除き、金属と炭素の間の結合を除く <u>全ての</u> 金属の結合の開裂により生ずる断片が属する項のうち、第29類の数字上の配列において最後となる項に属する。			(C)		次の塩は、この部の注1及び第28類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。 (1)及び(2) [同左] (3) 配位化合物は、第11節又は第29.41項に属するものを除き、金属と炭素の間の結合を除く <u>すべての</u> 金属の結合の開裂により生じる断片が属する項のうち、第29類の数字上の配列において最後となる項に属する。		
(D)及び(E)		[略]			(D)及び(E)		[同左]		
6~8		[略]			6~8		[同左]		
号注		[略]			号注		[同左]		
29.01		[略]			29.01		[同左]		
29.02		[略]			29.02		[同左]		
29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体			29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体		
2903.11		[略]			2903.11		[同左]		
2903.29		[削除]			2903.29		一非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体		
					2903.31	000	1	一一二臭化エチレン(ISO) (1,2-ジプロモエタン)	KG
					2903.39			一一その他のもの	
						011	4	一一一一臭化メチル	KG
						019	5	一一一一その他のもの	KG
								一一一ふつ素化誘導体	
						021	0	一一一一ペルフルオロメタン (PFC-14)	KG
						022	1	一一一一ペルフルオロエタン (PFC-116)	KG
						051	2	一一一一ペルフルオロプロパン (PFC-218)	KG
						052	3	一一一一ペルフルオロヘキサン (PFC-51-14)	KG
						023	2	一一一一ジフルオロメタン (HFC-32)	KG
						024	3	一一一一ペンタフルオロエタン (HFC-125)	KG
								一一一一1,1,1,2-テトラフルオロエタン(HFC-134a)	

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
					031	3	-----噴霧器に充てんした もの		<u>KG</u>
					039	4	-----その他のもの		<u>KG</u>
					026	5	-----1,1,1-トリフルオロ エタン(HFC-143a)		<u>KG</u>
							-----1,1-ジフルオロエタ ン(HFC-152a)		
					041	6	-----噴霧器に充てんした もの		<u>KG</u>
					049	0	-----その他のもの		<u>KG</u>
					053	4	-----1,1,1,3,3-ペンタフ ルオロプロパン(HFC -245fa)		<u>KG</u>
					054	5	-----1,1,1,3,3-ペンタフ ルオロプロタン(HFC- 365mfe)		<u>KG</u>
					029	†	-----その他のもの		<u>KG</u>
					090	6	-----その他のもの [新規]		<u>KG</u>
2903.41	000	†	-----非環式炭化水素のふつ素化誘 導体(飽和のものに限る。)						
			-----トリフルオロメタン(HFC -23)					<u>KG</u>	
2903.42	000	4	-----ジフルオロメタン(HFC- 32)					<u>KG</u>	
2903.43			-----フルオロメタン(HFC- 41)、1,2-ジフルオロエタ ン(HFC-152)及び1,1- ジフルオロエタン(HFC- 152a)						
	010	†	-----フルオロメタン(HFC- 41)					<u>KG</u>	
	020	†	-----1,2-ジフルオロエタン (HFC-152)					<u>KG</u>	
			-----1,1-ジフルオロエタン (HFC-152a)						
	031	6	-----噴霧器に充填したもの					<u>KG</u>	
	039	0	-----その他のもの					<u>KG</u>	
2903.44			-----ペンタフルオロエタン (HFC-125)、1,1,1-トリ フルオロエタン(HFC- 143a)及び1,1,2-トリフ ルオロエタン(HFC-143)						
	010	5	-----ペンタフルオロエタン (HFC-125)					<u>KG</u>	
	020	1	-----1,1,1-トリフルオロエ タン(HFC-143a)					<u>KG</u>	
	030	†	-----1,1,2-トリフルオロエ タン(HFC-143)					<u>KG</u>	
2903.45			-----1,1,1,2-テトラフルオロ エタン(HFC-134a)及び 1,1,2,2-テトラフルオロ エタン(HFC-134)						
			-----1,1,1,2-テトラフルオ ロエタン(HFC-134a)						
	011	5	-----噴霧器に充填したもの					<u>KG</u>	
	019	6	-----その他のもの					<u>KG</u>	
	020	†	-----1,1,2,2-テトラフルオ ロエタン(HFC-134)					<u>KG</u>	

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2903.46		---1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン(HFC-227ea)、1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236cb)、1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236ea)及び1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236fa)							
	010	† ---1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン(HFC-227ea)		KG					
	020	† ---1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236cb)		KG					
	030	† ---1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236ea)		KG					
	040	† ---1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236fa)		KG					
2903.47		---1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン(HFC-245fa)及び1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン(HFC-245ca)							
	010	2 ---1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン(HFC-245fa)		KG					
	020	† ---1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン(HFC-245ca)		KG					
2903.48		---1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン(HFC-365mfc)及び1,1,1,2,2,3,4,5,5,5-デカフルオロペンタン(HFC-43-10mee)							
	010	1 ---1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン(HFC-365mfc)		KG					
	020	† ---1,1,1,2,2,3,4,5,5,5-デカフルオロペンタン(HFC-43-10mee)		KG					
2903.49		---その他のもの							
	010	0 ---ペルフルオロメタン(PFC-14)		KG					
	020	3 ---ペルフルオロエタン(PFC-116)		KG					
	030	6 ---ペルフルオロプロパン(PFC-218)		KG					
	040	2 ---ペルフルオロヘキサン(PFC-51-14)		KG					
	090	† ---その他のもの		KG					
2903.51		---非環式炭化水素のふつ素化誘導体(不飽和のものに限る。)					[新規]		
		---2,3,3,3-テトラフルオロプロペン(HFO-1234yf)、1,3,3,3-テトラフルオロプロペン(HFO-1234ze)及び(Z)-1,1,1,4,4,4-ヘキサフルオロ-2-ブテン(HFO-1336mzz)							

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番 号	NACS用	品名	単位		統計品目番 号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
	010	†	---	KG					
			2,3,3,3-テトラフルオ ロプロペン(HFO- 1234vf)						
	020	†	---	KG					
			1,3,3,3-テトラフルオ ロプロペン(HFO- 1234ze)						
	030	†	---	KG					
			(Z)-1,1,1,4,4,4-ヘキ サフルオロ-2-ブテン (HFO-1336mzz)						
2903.59	000	†	---	KG			[新規]		
			その他のもの -非環式炭化水素の臭素化誘導 体及びよう素化誘導体						
2903.61	000	6	---	KG					
			臭化メチル(プロモメタン)						
2903.62	000	5	---	KG					
			二臭化エチレン(ISO)(1,2 -ジプロモエタン)						
2903.69			---						
	010	1	---	KG					
			臭素化誘導体						
	020	4	---	KG					
			よう素化誘導体 -非環式炭化水素のハロゲン化 誘導体(二以上の異なるハロ ゲン原子を有するものに限 る。)				-非環式炭化水素のハロゲン化 誘導体(二以上の異なるハロ ゲン原子を有するものに限 る。)		
2903.71	000	3	---	KG	2903.71	000	3	---	KG
			クロロジフルオロメタン (HCFC-22)						
2903.72	000	2	---	KG	2903.72	000	2	---	KG
			ジクロロトリフルオロエタ ン(HCFC-123)						
2903.73			---		2903.73			---	
			ジクロロフルオロエタン (HCFC-141,141b)						
	010	4	---	KG	010	4	---	KG	
			1,1-ジクロロ-1-フル オロエタン(HCFC- 141b)						
2903.74	090	0	---	KG	2903.74	090	0	---	KG
			その他のもの -クロロジフルオロエタン (HCFC-142,142b)						
	010	3	---	KG	010	3	---	KG	
			1-クロロ-1,1-ジフ ルオロエタン(HCFC- 142b)						
2903.75	000	6	---	KG	2903.75	000	6	---	KG
			その他のもの -ジクロロペンタフルオロブ ロパン(HCFC-225、 225ca,225cb)						
2903.76			---		2903.76			---	
			プロモクロロジフルオロメ タン(ハロン-1211)、プロ モトリフルオロメタン(ハ ロン-1301)及びジプロモ テトラフルオロエタン(ハ ロン-2402)						
	010	1	---	KG	010	1	---	KG	
			プロモクロロジフルオロ メタン(ハロン-1211)						
	020	4	---	KG	020	4	---	KG	
			プロモトリフルオロメタ ン(ハロン-1301)						
	030	0	---	KG	030	0	---	KG	
			ジプロモテトラフルオロ エタン(ハロン-2402)						
2903.77			[略]		2903.77			[同左]	
2903.99			[略]		2903.99			[同左]	
29.04			[略]		29.04			[同左]	
29.08			[略]		29.08			[同左]	

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
29.09		第4節 エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.09		第4節 エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
2909.11 } 2909.50 2909.60		エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 [略]			2909.11 } 2909.50 2909.60	000 2	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 [同左]		
	010 †	ーアルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		KG			ーアルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		KG
29.10 } 29.29	090 1	ーアセタールペルオキシド及びヘミアセタールペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 [略]		KG	29.10 } 29.29		[同左]		
29.30 2930.10	000 3	第10節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド 有機硫黄化合物 ー2-(N,N-ジメチルアミノ)エタンチオール		KG	29.30		第10節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド 有機硫黄化合物 [新規]		
2930.20 } 2930.90 29.31		[略]			2930.20 } 2930.90 29.31		[同左]		
2931.10 2931.20		その他のオルガノインオルガニック化合物 [略] [略] ー非ハロゲン化有機りん誘導体			2931.10 2931.20		その他のオルガノインオルガニック化合物 [同左] [同左] ーその他の有機りん誘導体		

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2931.41	000	†		KG	2931.31	000	†		KG
2931.42	000	†		KG	2931.32	000	†		KG
2931.43	000	†		KG	2931.33	000	†		KG
2931.44	000	†		KG	2931.34	000	†		KG
2931.45	000	†		KG					
2931.46	000	†		KG	2931.35	000	†		KG
2931.47	000	†		KG	2931.36	000	†		KG
2931.48	000	†		KG	2931.37	000	†		KG
2931.49	010	†			2931.38	000	†		KG
	020	†		KG	2931.39	000	†		KG
	090	†		KG					
2931.51	000	†		KG					
2931.52	000	†		KG					
2931.53	000	†		KG					
2931.54	000	†		KG					
2931.59	000	†		KG					
2931.90					2931.90				
29.32					29.32				
2932.11					2932.11				
2932.20					2932.20				
2932.91					2932.91				
2932.94					2932.94				
2932.95	000	†		KG	2932.95	000	†		KG
2932.96	000	†		KG					
2932.99					2932.99				
29.33					29.33				

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2933.11 } 2933.29		[略] [略] －非縮合ピリジン環(水素添加してあるかないかを問わない。)を有する化合物			2933.11 } 2933.29		[同左] [同左] －非縮合ピリジン環(水素添加してあるかないかを問わない。)を有する化合物		
2933.31 2933.32 2933.33	000 †	[略] [略] －アルフェンタニル(INN)、アニレリジン(INN)、ベジトラミド(INN)、プロマゼパム(INN)、 <u>カーフェンタニル(INN)</u> 、ジフェノキシレン(INN)、ジフェノキシレート(INN)、ジピパノン(INN)、 <u>フェンタニル(INN)</u> 、 <u>ケトベミドン(INN)</u> 、 <u>メチルフェニデート(INN)</u> 、 <u>ペンタゾシン(INN)</u> 、 <u>ペチジン(INN)</u> 、 <u>ペチジン(INN)中間体A</u> 、 <u>フェンシクリジン(INN)(PCP)</u> 、 <u>フェノペリジン(INN)</u> 、 <u>ピプラドロール(INN)</u> 、 <u>ピリトラミド(INN)</u> 、 <u>プロピラム(INN)</u> 、 <u>レミフェンタニル(INN)</u> 及び <u>トリメペリジン(INN)</u> 並びにこれらの塩		KG	2933.31 2933.32 2933.33	000 †	[同左] [同左] －アルフェンタニル(INN)、アニレリジン(INN)、ベジトラミド(INN)、プロマゼパム(INN)、ジフェノキシレン(INN)、ジフェノキシレート(INN)、ジピパノン(INN)、 <u>フェンタニル(INN)</u> 、 <u>ケトベミドン(INN)</u> 、 <u>メチルフェニデート(INN)</u> 、 <u>ペンタゾシン(INN)</u> 、 <u>ペチジン(INN)</u> 、 <u>ペチジン(INN)中間体A</u> 、 <u>フェンシクリジン(INN)(PCP)</u> 、 <u>フェノペリジン(INN)</u> 、 <u>ピプラドロール(INN)</u> 、 <u>ピリトラミド(INN)</u> 、 <u>プロピラム(INN)</u> 及び <u>トリメペリジン(INN)</u> 並びにこれらの塩		KG
2933.34	000 †	－その他のフェンタニル及びその誘導体		KG			[新規]		
2933.35	000 †	－3-キヌクリジノール		KG			[新規]		
2933.36	000 †	－4-アニリノ-N-フェネチルピペリジン(ANPP)		KG			[新規]		
2933.37	000 †	－N-フェネチル-4-ピペリドン(NPP)		KG			[新規]		
2933.39 } 2933.99 29.34		[略] 核酸及びその塩(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにその他の複素環式化合物			2933.39 } 2933.99 29.34		[同左] 核酸及びその塩(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにその他の複素環式化合物		
2934.10 } 2934.30		[略] －その他のもの			2934.10 } 2934.30		[同左] －その他のもの		
2934.91 2934.92	000 †	[略] －その他のフェンタニル及びその誘導体		KG	2934.91		[同左] [新規]		
2934.99 29.35		[略] [略] 第11節 プロビタミン、ビタミン及びホルモン			2934.99 29.35		[同左] [同左] 第11節 プロビタミン、ビタミン及びホルモン		
29.36		プロビタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの(天然のものを濃縮したものを含む。)に限る。)並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物(この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。)			29.36		プロビタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの(天然のものを濃縮したものを含む。)に限る。)並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物(この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。)		

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2936.21 }		- ビタミン及びその誘導体(混合してないものに限る。)			2936.21 }		- ビタミン及びその誘導体(混合してないものに限る。)		
2936.23		[略]			2936.23		[同左]		
2936.24	000 5	- D-パントテン酸及びDL-パントテン酸(ビタミンB5)並びにこれらの誘導体	KG		2936.24	000 5	- D-パントテン酸及びDL-パントテン酸(ビタミンB5又はビタミンB5)並びにこれらの誘導体		
2936.25 }		[略]			2936.25 }		[同左]		
2936.90		[略]			2936.90		[同左]		
29.37		第12節 グリコシド及びアルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体			29.37		第12節 グリコシド及びアルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体		
29.38		[略]			29.38		[同左]		
29.39		アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体			29.39		アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		
2939.11 }		[略]			2939.11 }		[同左]		
2939.30		[略]			2939.30		[同左]		
2939.41		- エフェドラアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩			2939.41		- エフェドリン類及びその塩		
2939.44		[略]			2939.44		[同左]		
2939.45	000 6	- レボメタンフェタミン、メタンフェタミン(INN)及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩	KG		2939.45		[新規]		
2939.49	010 5	- その他のもの	KG		2939.49	000 2	- その他のもの		KG
	090 1	- レボメタンフェタミン、メタンフェタミン(INN)及びメタンフェタミンラセメートのエステル及び誘導体	KG				[同左]		
2939.51 }		[略]			2939.51 }		[同左]		
2939.69		[略]			2939.69		[同左]		
2939.72	000 0	- その他のもの(植物由来のものに限る。)	KG		2939.71	000 1	- その他のもの(植物由来のものに限る。)		KG
		- コカイン及びエクゴニン並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体					- コカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン(INN)及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体		
2939.79		[略]			2939.79		[同左]		
2939.80		[略]			2939.80		[同左]		
29.40		[略]			29.40		[同左]		
29.42		[略]			29.42		[同左]		

新(2022年)					旧(2021年)									
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位						
			I	II				I	II					
30.03 } 30.05 30.06 3006.10 3006.30 } 3006.70 3006.91 3006.92 3006.93	000	6 [略] この類の注4の医療用品 [略] [削除] [略] -その他のもの [略] [略] -プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で 사용되는もの(投与量にしたものに限る。)		KG (I.I.)	30.03 } 30.05 30.06 3006.10 3006.20	000	2 -毒素、培養微生物及びこれらに類する物品(微生物から得た診断用試薬を含む。) -その他のもの [同左] この類の注4の医療用品 [同左] -血液型判定用試薬 [同左] -その他のもの [同左] [同左] [新規]		KG (I.I.)					
										[略]	[同左]			
										32.01 } 32.03 32.04	[略]	32.01 } 32.03 32.04	[同左]	
										3204.11 } 3204.17 3204.18	000 † 有機合成着色料(化学的に単一であるかないかを問わない。)、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物(化学的に単一であるかないかを問わない。) -有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの	KG	3204.11 } 3204.17 3204.19	[新規]
										3204.19 } 3204.90 32.05 } 32.15	[略]	KG	3204.19 } 3204.90 32.05 } 32.15	[同左]
										[略]	[同左]			
										第34類	せつけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックをもちとした歯科用の調製品	第34類	せつけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックをもちとした歯科用の調製品	
										注	注			
										1 この類には、次の物品を含まない。	1 この類には、次の物品を含まない。			
										(a) 動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の食用の混合物及び調製品で、離型用の調製品として使用する種類のもの(第15.17項参照)	(a) 動物性又は植物性の油脂の食用の混合物及び調製品で、離型用の調製品として使用する種類のもの(第15.17項参照)			
(b)及び(c) [略]	(b)及び(c) [同左]													
2~5 [略]	2~5 [同左]													
34.01	[略]	34.01	[同左]											

新(2022年)				旧(2021年)						
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
34.02		有機界面活性剤(せっけんを除く。)並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品(せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第34.01項のものを除く。) [削除]			34.02		有機界面活性剤(せっけんを除く。)並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品(せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第34.01項のものを除く。) －有機界面活性剤(小売用にしているかないかを問わないもの) －陰イオン(アニオン)系のもの の －直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 の －その他のもの の －陽イオン(カチオン)系のもの の －非イオン系のもの の －その他のもの の －調製品(小売用にしたものに限る。) の －調製界面活性剤 の －その他のもの の [新規]			
		[削除]			3402.11					
					010	6				KG
					090	2				KG
					3402.12	000	2			KG
					3402.13	000	1			KG
					3402.19	000	2			KG
					3402.20					
					010	4				KG
					090	0				KG
3402.31	000	4								KG
3402.39	000	3								KG
3402.41	000	1								KG
3402.42	000	0								KG
3402.49	000	0								KG
3402.50										
	010	2								KG
	090	5								KG
3402.90					3402.90					
34.03					34.03					
34.07					34.07					
[略]					[同左]					
36.01					36.01					
36.02					36.02					
36.03					36.03					
3603.10	000	1			3603.00					
3603.20	000	5				300	3			KG
3603.30	000	2								
3603.40	000	6								
3603.50						200	1			KG
	100	5								
	200	0								
3603.60	000	0								
36.04					36.04					
36.06					36.06					
第37類 写真用又は映画用の材料					第37類 写真用又は映画用の材料					
注					注					
1 [略]					1 [同左]					

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2		この類において「写真用」とは、光又はその他の放射線の作用により、感光性(感熱性を含む。)を有する表面に直接又は間接に可視像を形成するために使用することをいう。			2		この類において「写真用」とは、光又はその他の放射線の作用により、感光性を有する表面に直接又は間接に可視像を形成するために使用することをいう。		
		[略]					[同左]		
第38類 各種の化学工業生産品				第38類 各種の化学工業生産品					
注				注					
1 この類には、次の物品を含まない。 (a)及び(b) [略] (c) <u>第24.04項の物品</u> (d) [略] (e) [略] (f) [略]				1 この類には、次の物品を含まない。 (a)及び(b) [同左] [新規] (c) [同左] (d) [同左] (e) [同左]					
2及び3 [略]				2及び3 [同左]					
4 この表において「都市廃棄物」とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴う廃棄物をいうものとし、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。ただし、都市廃棄物には、次の物品を含まない。 (a) 都市廃棄物から分別された個々の物質又は物品で、この表の他の項に属するもの(例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに <u>電気電子機器のくず(使用済みの電池を含む。)</u>) (b)～(d) [略]				4 この表において「都市廃棄物」とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴う廃棄物をいうものとし、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。ただし、都市廃棄物には、次の物品を含まない。 (a) 都市廃棄物から分別された個々の物質又は物品で、この表の他の項に属するもの(例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに <u>使用済みの電池</u>) (b)～(d) [同左]					
5及び6 [略]				5及び6 [同左]					
7 第38.26項において「バイオディーゼル」とは、 <u>動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂</u> (使用済みであるかないかを問わない。)から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。				7 第38.26項において「バイオディーゼル」とは、 <u>動物性又は植物性の油脂</u> (使用済みであるかないかを問わない。)から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。					
号注				号注					
1 第3808.52号及び第3808.59号には、次の物品の一以上を含有する第38.08項の物品のみを含む。 アラクロール(ISO)、アルジカルブ(ISO)、アルドリン(ISO)、アジンホスメチル(ISO)、ピナバクリル(ISO)、カンフェクロル(ISO)(トキサフェン)、カプタホール(ISO)、 <u>カルボフラン(ISO)</u> 、クロルデン(ISO)、クロルジメホルム(ISO)、クロロベンジレート(ISO)、DDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(パラクロロフェニル)エタン)、ディルドリン(ISO、INN)、4,6-ジニトロ-オルト-クレゾール(DNOC(ISO))及びその塩、ジノセブ(ISO)並びにその塩及びエステル、エンドスルファン(ISO)、二臭化エチレン(ISO)(1,2-ジプロモエタン)、二塩化エチレン(ISO)(1,2-ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド(ISO)、ヘプタクロル(ISO)、ヘキサクロロベンゼン(ISO)、1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン(HCH(ISO))(リンデン(ISO、INN)を含む。)、水銀化合物、メタミドホス(ISO)、モノクロトホス(ISO)、オキシラン(エチレンオキシド)、パラチオン(ISO)、パラチオンメチル(ISO)(メチルパラチオン)、 <u>ペンタプロモジフェニルエーテル及びオクタプロモジフェニルエーテル</u> 、ペンタクロロフェノール(ISO)並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホンフルオリド、ホスファミド(ISO)、2,4,5-T(ISO)(2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸)並びにその塩及びエステル、 <u>トリブチルすず化合物並びにトリクロロフォン(ISO)</u>				1 第3808.52号及び第3808.59号には、次の物品の一以上を含有する第38.08項の物品のみを含む。 アラクロール(ISO)、アルジカルブ(ISO)、アルドリン(ISO)、アジンホスメチル(ISO)、ピナバクリル(ISO)、カンフェクロル(ISO)(トキサフェン)、カプタホール(ISO)、クロルデン(ISO)、クロルジメホルム(ISO)、クロロベンジレート(ISO)、DDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(パラクロロフェニル)エタン)、ディルドリン(ISO、INN)、4,6-ジニトロ-オルト-クレゾール(DNOC(ISO))及びその塩、ジノセブ(ISO)並びにその塩及びエステル、エンドスルファン(ISO)、二臭化エチレン(ISO)(1,2-ジプロモエタン)、二塩化エチレン(ISO)(1,2-ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド(ISO)、ヘキサクロロベンゼン(ISO)、1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン(HCH(ISO))(リンデン(ISO、INN)を含む。)、水銀化合物、メタミドホス(ISO)、モノクロトホス(ISO)、オキシラン(エチレンオキシド)、パラチオン(ISO)、パラチオンメチル(ISO)(メチルパラチオン)、 <u>ペンタプロモジフェニルエーテル及びオクタプロモジフェニルエーテル</u> 、ペンタクロロフェノール(ISO)並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホンフルオリド、ホスファミド(ISO)、2,4,5-T(ISO)(2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸)並びにその塩及びエステル並びに <u>トリブチルすず化合物</u> 第3808.59号には、 <u>ペノミル(ISO)、カルボフラン(ISO)及びチラム(ISO)の混合物</u> を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。					
2 [略]				2 [同左]					
3 第3824.81号から <u>第3824.89号</u> までには、次の物品の一以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。				3 第3824.81号から <u>第3824.88号</u> までには、次の物品の一以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。					

新(2022年)				旧(2021年)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
<p>オキシラン(エチレンオキシド)、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)、トリス(2,3-ジブロモプロピル)ホスフェート、アルドリン(ISO)、カンフェクロル(ISO)(トキサフェン)、クロルデン(ISO)、クロルデコン(ISO)、DDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(パラクロロフェニル)エタン)、ディルドリン(ISO、INN)、エンドスルファン(ISO)、エンドリン(ISO)、ヘプタクロル(ISO)、マイレックス(ISO)、1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサ(HCH(ISO))(リンデン(ISO、INN)を含む。)、ペンタクロロベンゼン(ISO)、ヘキサクロロベンゼン(ISO)、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル並びに短鎖塩素化パラフィン</p> <p>短鎖塩素化パラフィンは、次の分子式を有する化合物の混合物で、塩素化度が全重量の48%を超えるものをいう。</p> <p>分子式：$C_xH_{(2x-y+2)}Cl_y$($x=10\sim13$、$y=1\sim13$のものに限る。)</p>				<p>オキシラン(エチレンオキシド)、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)、トリス(2,3-ジブロモプロピル)ホスフェート、アルドリン(ISO)、カンフェクロル(ISO)(トキサフェン)、クロルデン(ISO)、クロルデコン(ISO)、DDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(パラクロロフェニル)エタン)、ディルドリン(ISO、INN)、エンドスルファン(ISO)、エンドリン(ISO)、ヘプタクロル(ISO)、マイレックス(ISO)、1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサ(HCH(ISO))(リンデン(ISO、INN)を含む。)、ペンタクロロベンゼン(ISO)、ヘキサクロロベンゼン(ISO)、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド並びにテトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル</p>					
4 [略]				4 [同左]					
38.01 }		[略]			38.01 }		[同左]		
38.15 38.16 3816.00		耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品(ドロマイトラミングミックスを含むものとし、第38.01項の物品を除く。)			38.15 38.16 3816.00		耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品(第38.01項の物品を除く。)		
	020	4	1	MT					
	010	1	1	KG		010	1	1	KG
	090	4	1	KG		090	4	1	KG
38.17 }		[略]			38.17 }		[同左]		
38.21					38.21				

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
38.22		診断用又は理化学用の試薬(支持体を使用したものに限る。)及び診断用又は理化学用の調製試薬(支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。)(第30.06項のものを除く。)並びに認証標準物質			38.22		診断用又は理化学用の試薬(支持体を使用したものに限る。)及び診断用又は理化学用の調製試薬(支持体を使用してあるかないかを問わない。)(第30.02項又は第30.06項のものを除く。)並びに認証標準物質		
		一 診断用又は理化学用の試薬(支持体を使用したものに限る。)及び診断用又は理化学用の調製試薬(支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。)			3822.00	000	[新規]		KG
3822.11	000	3 一 マラリア用のもの		KG					
3822.12	000	† 一 ヤブカ属の蚊により媒介されるジカ熱その他の感染症用のもの		KG					
3822.13	000	1 一 血液型判定用のもの		KG					
3822.19	000	† 一 その他のもの		KG					
3822.90	000	† 一 その他のもの		KG					
38.23		[略]			38.23		[新規]		
38.24		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)			38.24		[同左]		
3824.10		[略]			3824.10		[同左]		
3824.60		[削除]			3824.60		一 メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物		
					3824.71	000	† 一 クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない。)		KG
					3824.72	000	† 一 ブロモクロロジフルオロメタン、プロモトリフルオロメタン又はジプロモテトラフルオロエタンを含有するもの		KG
					3824.73	000	† 一 ハイドロブロモフルオロカーボン(HBFC)を含有するもの		KG
					3824.74	000	† 一 ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)を含有するもの(クロロフルオロカーボン(CFC)を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない。)		KG
					3824.75	000	† 一 四塩化炭素を含有するもの		KG

統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
					3824.76	000	†	1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロホルム)を含有するもの		KG
					3824.77	000	†	1-ブロモメタン(メチルブロマイド)又はブロモクロロメタンを含有するもの		KG
					3824.78			1,1,1-トリフルオロエタン(HFC-143a)、ペンタフルオロエタン(HFC-125)及び1,1,1,2-テトラフルオロエタン(HFC-134a)をそれぞれ52:44:4の割合で含有するもの(R-404A)		KG
						110	0	1,1,1-トリフルオロエタン(HFC-143a)、ペンタフルオロエタン(HFC-125)及び1,1,1,2-テトラフルオロエタン(HFC-134a)をそれぞれ52:44:4の割合で含有するもの(R-404A)		KG
						120	3	ジフルオロメタン(HFC-32)、ペンタフルオロエタン(HFC-125)及び1,1,1,2-テトラフルオロエタン(HFC-134a)をそれぞれ23:25:52の割合で含有するもの(R-407C)		KG
						130	6	ジフルオロメタン(HFC-32)及びペンタフルオロエタン(HFC-125)をそれぞれ50:50の割合で含有するもの(R-410A)		KG
						140	2	1,1,1-トリフルオロエタン(HFC-143a)及びペンタフルオロエタン(HFC-125)をそれぞれ50:50の割合で含有するもの(R-507A)		KG
					3824.79	000	†	その他のもの		KG
								その他のもの		KG
								この類の号注3の物品		
3824.81		[略]			3824.81			[同左]		
3824.88		[略]			3824.88			[新規]		
3824.89	000	†		KG						
								短鎖塩素化パラフィンを含有するもの		
								その他のもの		
3824.91		[略]			3824.91			[同左]		
3824.92	000	†		KG				[新規]		
								ポリグリコールのメチルホスホン酸エステル		
3824.99		[略]			3824.99			[同左]		
38.25		[略]			38.25			[同左]		
38.26		[略]			38.26			[同左]		
38.27		メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物(他の項に該当するものを除く。)						[新規]		

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
3827.11	000	†	— クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない。)、ハイドロブロモフルオロカーボン(HBFC)を含有するもの、四塩化炭素を含有するもの又は1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)を含有するもの						
				KG					
3827.12	000	†	— クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない。)						
				KG					
3827.13	000	†	— ハイドロブロモフルオロカーボン(HBFC)を含有するもの						
				KG					
3827.14	000	†	— 四塩化炭素を含有するもの						
				KG					
3827.20	000	†	— 1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)を含有するもの						
				KG					
3827.20	000	†	— プロモクロロジフルオロメタン(ハロン-1211)、プロトリフルオロメタン(ハロン-1301)又はジプロモテトラフルオロエタン(ハロン-2402)を含有するもの						
				KG					
3827.31	000	†	— ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)を含有するもの(クロロフルオロカーボン(CFC)を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない。)						
				KG					
3827.32	000	†	— 第 2903.41 号 から 第 2903.48号までの物質を含有するもの						
				KG					
3827.32	000	†	— その他のもの(第2903.71号から第2903.75号までの物質を含有するものに限る。)						
				KG					
3827.39	000	†	— その他のもの						
				KG					
3827.40	000	†	— プロモメタン(メチルブロマイド)又はプロモクロロメタンを含有するもの						
				KG					
3827.40	000	†	— トリフルオロメタン(HFC-23)又はペルフルオロカーボン(PFC)を含有するもの(クロロフルオロカーボン(CFC)及びハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)を含有しないものに限る。)						
				KG					
3827.51	000	†	— トリフルオロメタン(HFC-23)を含有するもの						
				KG					
3827.59	000	†	— その他のもの						
				KG					

統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
3827.61		－その他のハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの(クロロフルオロカーボン(CFC)及びハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)を含有しないものに限る。)							
	010	2							KG
		－1,1,1-トリフルオロエタン(HFC-143a)の含有量が全質量の15%以上のもの							
	020	5							KG
		－1,1,1-トリフルオロエタン(HFC-143a)、ペンタフルオロエタン(HFC-125)及び1,1,1,2-テトラフルオロエタン(HFC-134a)をそれぞれ52:44:4の割合で含有するもの(R-404A)							
		－1,1,1-トリフルオロエタン(HFC-143a)及びペンタフルオロエタン(HFC-125)をそれぞれ50:50の割合で含有するもの(R-507A)							
3827.62	090	†							KG
	000	†							KG
		－その他のもの							
		－その他のもの(第3827.61号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン(HFC-125)の含有量が全質量の55%以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体(HFO)を含有しないものに限る。)							
3827.63		－その他のもの(第3827.61号のもの及び第3827.62号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン(HFC-125)の含有量が全質量の40%以上のものに限る。)							
	010	0							KG
		－ジフルオロメタン(HFC-32)及びペンタフルオロエタン(HFC-125)をそれぞれ50:50の割合で含有するもの(R-410A)							
	090	†							KG
3827.64		－その他のもの(第3827.61号から第3827.63号までのものを除くものとし、1,1,1,2-テトラフルオロエタン(HFC-134a)の含有量が全質量の30%以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体(HFO)を含有しないものに限る。)							
	010	6							KG
		－ジフルオロメタン(HFC-32)、ペンタフルオロエタン(HFC-125)及び1,1,1,2-テトラフルオロエタン(HFC-134a)をそれぞれ23:25:52の割合で含有するもの(R-407C)							

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
3827.65	090000	† ---その他のもの ---その他のもの(第3827.61号から第3827.64号までのものを除くものとし、ジフルオロメタン(HFC-32)の含有量が全質量の20%以上で、かつ、ペンタフルオロエタン(HFC-125)の含有量が全質量の20%以上のものに限る。)		KG					
3827.68	000	† ---その他のもの(第3827.61号から第3827.65号までのものを除くものとし、第2903.41号から第2903.48号までの物質を含有するものに限る。)		KG					
3827.69	000	† ---その他のもの		KG					
3827.90	000	† ---その他のもの		KG					
第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品 注 1 二以上の独立した構成成分(その一部又は全部がこの部に属し、かつ、第6部又はこの部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。)から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の <u>全ての</u> 要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。 (a)~(c) [略] 2 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し <u>副次的</u> でないものは、第49類に属する。ただし、第39.18項又は第39.19項の物品を除く。					第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品 注 1 二以上の独立した構成成分(その一部又は全部がこの部に属し、かつ、第6部又はこの部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。)から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の <u>すべての</u> 要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。 (a)~(c) [同左] 2 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し <u>付随的</u> でないものは、第49類に属する。ただし、第39.18項又は第39.19項の物品を除く。				
第39類 プラスチック及びその製品 注 1 [略] 2 この類には、次の物品を含まない。 (a)~(w) [略] (x) 第94類の物品(例えば、家具、照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物) (y) 第95類の物品(例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具) (z) [略] 3 [略] 4 「共重合体」とは、重合体の全重量の95%以上を占める一の単量体ユニットを有しない <u>全ての</u> 重合体をいう。 この類において共重合体(共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。)及びポリマーブレンドは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、これらを構成するモノマーユニットのうち最大の重量を占めるモノマーユニットの重合体が属する項に属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するモノマーユニットは、一のもののみならずその重量を合計する。 最大の重量を占めるモノマーユニットが存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。 5~11 [略] 号注 [略]					第39類 プラスチック及びその製品 注 1 [同左] 2 この類には、次の物品を含まない。 (a)~(w) [同左] (x) 第94類の物品(例えば、家具、 <u>ランプその他の</u> 照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物) (y) 第95類の物品(例えば、 <u>がん具</u> 、遊戯用具及び運動用具) (z) [同左] 3 [同左] 4 「共重合体」とは、重合体の全重量の95%以上を占める一の単量体ユニットを有しない <u>すべての</u> 重合体をいう。 この類において共重合体(共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。)及びポリマーブレンドは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、これらを構成するモノマーユニットのうち最大の重量を占めるモノマーユニットの重合体が属する項に属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するモノマーユニットは、一のもののみならずその重量を合計する。 最大の重量を占めるモノマーユニットが存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。 5~11 [同左] 号注 [同左]				
39.01		第1節 一次製品			39.01		第1節 一次製品		
39.06		[略]			39.06		[同左]		

統計品目番	NACS用	品名	単位		統計品目番	NACS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
39.07		ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル(一次製品に限る。)			39.07		ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル(一次製品に限る。)			
3907.10		[略]			3907.10		[同左]			
3907.21	000	ーその他のポリエーテル			3907.20		ーその他のポリエーテル			
		ービス(ポリオキシエチレン)		KG	100	1	ーポリジプロモフェニレン		KG	
		メチルホスホネート					オキシド			
3907.29		ーその他のもの					ーその他のもの			
	100	6		KG	910	+	ー塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールドイングパウダーを含む。)、粒、フ		KG	
		レックその他これらに類する形状のもの					レックその他これらに類する形状のもの			
		910		KG	990	+	ーその他のもの		KG	
		990		KG						
3907.30		[略]			3907.30		[同左]			
3907.99		[略]			3907.99		[同左]			
39.08		[略]			39.08		[同左]			
39.10		[略]			39.10		[同左]			
39.11		石油樹脂、クマロンーインデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)			39.11		石油樹脂、クマロンーインデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)			
3911.10		[略]			3911.10		[同左]			
3911.20	000	ーポリ(1,3-フェニレンメチル		KG			[新規]			
		ホスホン酸)								
3911.90		[略]			3911.90		[同左]			
39.12		[略]			39.12		[同左]			
39.26		[略]			39.26		[同左]			
		[略]					[同左]			
40.01		[略]			40.01		[同左]			
40.14		[略]			40.14		[同左]			
40.15		衣類及び衣類附属品(手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム(硬質ゴムを除く。))製のものに限るものとし、用途を問わない。)			40.15		衣類及び衣類附属品(手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム(硬質ゴムを除く。))製のものに限るものとし、用途を問わない。)			
		ー手袋、ミトン及びミット					ー手袋、ミトン及びミット			
		[削除]			4015.11		ー外科用のもの			
						010	5	ー天然ゴム製のもの	PR	KG
						020	1	ーアクリロニトリルーブタ	PR	KG
								ジエンゴム(NBR)製のもの		
						090	1	ーその他のもの	PR	KG
								[新規]		
	010	4		PR						
				KG						
	020	0		PR						
				KG						
	090	0		PR						
				KG						
4015.19		[略]			4015.19		[同左]			
4015.90		[略]			4015.90		[同左]			
40.16		[略]			40.16		[同左]			
40.17		[略]			40.17		[同左]			

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
[略]					[同左]				
第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品					第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品				
注					注				
1 [略]					1 [同左]				
2 この類には、次の物品を含まない。					2 この類には、次の物品を含まない。				
(a)～(ij) [略]					(a)～(ij) [同左]				
(k) 第94類の物品(例えば、家具及び照明器具)					(k) 第94類の物品(例えば、家具及びランプその他の照明器具)				
(l) 第95類の物品(例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具)					(l) 第95類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)				
(m) [略]					(m) [同左]				
3及び4 [略]					3及び4 [同左]				
[略]					[同左]				
第44類 木材及びその製品並びに木炭					第44類 木材及びその製品並びに木炭				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)～(n) [略]					(a)～(n) [同左]				
(o) 第94類の物品(例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物)					(o) 第94類の物品(例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物)				
(p) 第95類の物品(例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具)					(p) 第95類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)				
(q)及び(r) [略]					(q)及び(r) [同左]				
2～6 [略]					2～6 [同左]				
号注					号注				
1 [略]					1 [同左]				
2 第4401.32号において「木質ブリケット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物(例えば、削りくず、のこくず及びチップ)で、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの(横断面の最小寸法が25ミリメートルを超え、立方体状、多面体状又は円筒状の物品に限る。)をいう。					[新規]				
3 第4407.13号において「SPF」とは、とうひ、松及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。					[新規]				
4 第4407.14号において「ヘムファー」とは、ウェスタンヘムロック及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。					[新規]				
44.01		のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材			44.01		のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材		
4401.11		[略]			4401.11		[同左]		
4401.22		[略]			4401.22		[同左]		
4401.31		一のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。)			4401.31		一のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。)		
4401.32	000	0 一木質ブリケット		MT	4401.32		[同左]		
4401.39		[略]			4401.39		[新規]		
4401.41	000	5 一のこくず及び木くず(凝結させたものを除く。)		MT	4401.40	000	6 一のこくず及び木くず(凝結させたものを除く。)		MT
4401.49	000	4 一その他のもの		MT					
44.02		木炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)			44.02		木炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)		
4402.10		[略]			4402.10		[同左]		
4402.20		一殻又はナットのもの					[新規]		
	010	6 一やし殻炭		MT					
	090	2 一その他のもの		MT					

統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
4402.90		—その他のもの			4402.90		—その他のもの		
	100 5	—成型したもの		MT	010 6		—やし殻炭		MT
	200 0	—粉状、粒状のもの		MT			—その他のもの		
	300 2	—その他のもの		MT	091 3		—成型したもの		MT
44.03		木材(粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)			44.03		木材(粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)		
		[略]					[同左]		
4403.11		[略]			4403.11		[同左]		
4403.12		[略]			4403.12		[同左]		
		—その他のもの(針葉樹のものに限る。)					—その他のもの(針葉樹のものに限る。)		
4403.21	000 0	—松(マツ属のもの)のもの(横断面の最小寸法が15センチメートル以上のものに限る。)		CM	4403.21	000 0	—松(マツ属のもの)のもの(横断面の最大寸法が15センチメートル以上のものに限る。)		CM
		[略]					[同左]		
4403.22		—もみ(モミ属のもの)又はとうひ(トウヒ属のもの)のもの(横断面の最小寸法が15センチメートル以上のものに限る。)			4403.22		—もみ(モミ属のもの)又はとうひ(トウヒ属のもの)のもの(横断面の最大寸法が15センチメートル以上のものに限る。)		
4403.23		—もみ(モミ属のもの)又はとうひ(トウヒ属のもの)のもの(横断面の最小寸法が15センチメートル以上のものに限る。)			4403.23		—もみ(モミ属のもの)又はとうひ(トウヒ属のもの)のもの(横断面の最大寸法が15センチメートル以上のものに限る。)		
	100 0	—シトカスプルスのもの		CM	100 0		—シトカスプルスのもの		CM
	900 2	—その他のもの		CM	900 2		—その他のもの		CM
4403.24		[略]			4403.24		[同左]		
4403.25		—その他のもの(横断面の最小寸法が15センチメートル以上のものに限る。)			4403.25		—その他のもの(横断面の最大寸法が15センチメートル以上のものに限る。)		
	100 5	—カラマツ属のもの		CM	100 5		—カラマツ属のもの		CM
	200 0	—ホワイトシダー、イエローシダーその他のヒノキ属のもの		CM	200 0		—ホワイトシダー、イエローシダーその他のヒノキ属のもの		CM
	300 2	—ヘムロックその他のツガ属のもの		CM	300 2		—ヘムロックその他のツガ属のもの		CM
	400 4	—レッドシダーその他のネズコ属のもの		CM	400 4		—レッドシダーその他のネズコ属のもの		CM
	500 6	—ダグラスファーその他のトガサワラ属のもの		CM	500 6		—ダグラスファーその他のトガサワラ属のもの		CM
	900 0	—その他のもの		CM	900 0		—その他のもの		CM
4403.26		[略]			4403.26		[同左]		
		—その他のもの(熱帯産木材のものに限る。)					—その他のもの(熱帯産木材のものに限る。)		
4403.41		[略]			4403.41		[同左]		
4403.42	000 0	—チーク		CM			[新規]		
4403.49		—その他のもの			4403.49		—その他のもの		
	100 2	—ホワイトラワン、ホワイトメラランチ、ホワイトセラヤ、イエローメラランチ及びアラン		CM	100 2		—ホワイトラワン、ホワイトメラランチ、ホワイトセラヤ、イエローメラランチ及びアラン		CM
		—クルイン、ラミン、カプール、ジョンコン、メルバウ、ジェルトン及びケンパス					—クルイン、ラミン、カプール、チーク、ジョンコン、メルバウ、ジェルトン及びケンパス		
		—クルイン又はカプールのもの					—クルイン又はカプールのもの		
	211 1	—粗く角にし又は太鼓落としたもの		CM	211 1		—粗く角にし又は太鼓落としたもの		CM
	219 2	—その他のもの		CM	219 2		—その他のもの		CM
		—その他のもの					—その他のもの		
		[削除]			291 4		—チークのもの		CM
	292 5	—ラミンのもの		CM	292 5		—ラミンのもの		CM
	299 5	—その他のもの		CM	299 5		—その他のもの		CM

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
4403.91 4403.93 4403.94 4403.95 4403.96 4403.99 44.04 44.06 44.07	300	6	---	CM	4403.91 4403.93 4403.94 4403.95 4403.96 4403.99 44.04 44.06 44.07	300	6	---	CM	
	600	5	---	CM		600	5	---	CM	
	000	5	---	CM		000	5	---	CM	
	000	3	---	CM		000	3	---	CM	
	[略]					[同左]				
	[略]					[同左]				
	[略]					[同左]				
	[略]					[同左]				
	[略]					[同左]				
	[略]					[同左]				
	[略]					[同左]				
	[略]					[同左]				
	4407.11 4407.12 4407.13		木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。) ---針葉樹のもの [略] [略] ---SPF(とうひ(トウヒ属のもの)、松(マツ属のもの)及びもみ(モミ属のもの))のもの ---厚さが160ミリメートル以下のもの				4407.11 4407.12 4407.13		木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。) ---針葉樹のもの [同左] [同左] [新規]	
110	5	---かんながけし又はやすりがけしたもの	CM							
190	†	---その他のもの	CM							
910	0	---かんながけし又はやすりがけしたもの	CM							
990	3	---その他のもの	CM							
4407.14		---ヘムファー(ウエスタンヘムロック(ツガ・ヘテロフィルラ)及びもみ(モミ属のもの))のもの					[新規]			
100	1	---かんながけし又はやすりがけしたもの	CM							
910	6	---厚さが160ミリメートル以下のもの	CM							
990	2	---その他のもの	CM							
4407.19		[略] ---熱帯産木材のもの		4407.19			[同左] ---熱帯産木材のもの			
4407.21		[略]		4407.21			[同左]			
4407.22		[略]		4407.22			[同左]			
4407.23	000	---チーク	CM				[新規]			
4407.25		[略]		4407.25			[同左]			
4407.28		---		4407.28			---			
4407.29		---その他のもの ---ふたばがき科のもの		4407.29			---その他のもの ---ふたばがき科のもの			

統計品目番	NACS用	品名	単位		統計品目番	NACS用	品名	単位			
			I	II				I	II		
	110	†	-----	かんながけし又はやすりがけしたもの		110	3	-----	かんながけし又はやすりがけしたもの		CM
	190	6	-----	その他のもの		190	6	-----	その他のもの		CM
			-----	その他のもの				-----	その他のもの		
				[削除]		215	3	-----	チークのもの		CM
	220	1	-----	たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの		220	1	-----	たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの		CM
	230	4	-----	リグナムバイタのもの		230	4	-----	リグナムバイタのもの		CM
			-----	その他のもの				-----	その他のもの		
	291	2	-----	ラミンのもの		291	2	-----	ラミンのもの		CM
	299	3	-----	その他のもの		299	3	-----	その他のもの		CM
				[略]					[同左]		
4407.91				[略]	4407.91				[同左]		
4407.99				[略]	4407.99				[同左]		
44.08				[略]	44.08				[同左]		
44.11				[略]	44.11				[同左]		
44.12				合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	44.12				合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		
4412.10				[略]	4412.10				[同左]		
4412.39				[略]	4412.39				[新規]		
4412.41	000	4	-----	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの							CM KG
4412.42	000	3	-----	その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)							CM KG
4412.49			-----	その他のもの(いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。)							
	010	6	-----	少なくとも一の単板が熱帯産木材のもの							CM KG
	090	2	-----	その他のもの							CM KG
			-----	ブロックボード、ラミンボード及びバツテンボード					[新規]		
4412.51			-----	少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの							
	100	3	-----	集成材							CM KG
	900	†	-----	その他のもの							CM KG
4412.52			-----	その他のもの(少なくとも一の外面の板が針葉樹以外のものに限る。)							
	100	2	-----	集成材							CM KG
	900	†	-----	その他のもの							CM KG
4412.59			-----	その他のもの(いずれの外面の板も針葉樹のものに限る。)							
	100	2	-----	集成材							CM KG
	900	†	-----	その他のもの							CM KG
4412.91			-----	その他のもの					その他のもの		
			-----	少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの					[新規]		
	100	†	-----	集成材							CM KG
	900	0	-----	その他のもの							CM KG
4412.92			-----	その他のもの(少なくとも一の外面の板が針葉樹以外のものに限る。)							
	100	†	-----	集成材							CM KG
	900	6	-----	その他のもの							CM KG
				[削除]	4412.94				ブロックボード、ラミンボード及びバツテンボード		
				[削除]					集成材		

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位						
			I	II				I	II					
4412.99	†	ーその他のもの(いずれの外 面の板も針葉樹のものに限 る。) ー集成材 ー少なくとも一の単板が 熱帯産木材のもの [削除]	CM	KG	120	1	ー少なくとも一の単板が 熱帯産木材のもの	CM	KG					
					190	1	ーその他のもの	CM	KG					
					900	†	ーその他のもの	CM	KG					
					110	†	ー少なくとも一の単板が 熱帯産木材のもの [削除]	CM	KG	130	†	ー少なくとも一の単板が 熱帯産木材のもの	CM	KG
										120	3	ーその他のもの(少なくと も一の外面の単板が針 葉樹以外のものに限 る。)	CM	KG
190	3	ーその他のもの	CM	KG	190	3	ーその他のもの	CM	KG					
910	2	ー少なくとも一の単板が 熱帯産木材のもの [削除]	CM	KG	930	1	ー少なくとも一の単板が 熱帯産木材のもの	CM	KG					
44.13	990	5	CM	KG	44.13	990	5	CM	KG					
44.14					44.14									
4414.10	000	3		KG	4414.00	000	6		KG					
4414.90	000	0		KG										
44.15					44.15									
44.17					44.17									
44.18					44.18									
4418.11	000	1		KG	4418.10	000	2		KG					
4418.19	000	0		KG										
4418.21	000	5		KG	4418.20	000	6		KG					
4418.29	000	4		KG										
4418.30	000	3	CM	KG										
4418.40					4418.40									
4418.50					4418.50									
4418.73					4418.60	000			KG					
4418.79					4418.73									
4418.81	100	3	CM	KG	4418.79									
	910	1	CM	KG										

統計品目番	NACS用	品名	単位		統計品目番	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
4418.82	991	5	-----	横断面における短辺が15センチメートル以上のもので、横断面の面積が300平方センチメートル以上のもの並びに横断面が長方形(正方形を含む。)でないもの	CM	KG	4418.82	-----	直交集成板(CLT又はX-ラム)
	992	6	-----	横断面における短辺が7.5センチメートル以上で、長辺が15センチメートル以上のもの(この号の991に掲げるものを除く。)	CM	KG			
	999	6	-----	その他のもの	CM	KG			
	110	+	-----	長さが900ミリメートル以上で、幅が300ミリメートル以上のもの	CM	KG			
4418.83	190	1	-----	その他のもの	CM	KG	4418.83	-----	I型はり
	900	+	-----	その他のもの	CM	KG			
	100	1	-----	竹製のもの	CM	KG			
4418.89	900	3	-----	その他のもの	CM	KG	4418.89	-----	その他のもの
	100	2	-----	竹製のもの	CM	KG			
4418.91	910	0	-----	くい及びはり	CM	KG	4418.91	-----	その他のもの
	990	3	-----	その他のもの	CM	KG			
	210	5	-----	建具及び床柱	KG				
	221	2	-----	欄間	NO	KG			
	222	3	-----	その他の床用パネル及び組み合わせた床用以外のパネル	KG				
4418.92	229	3	-----	その他のもの	KG		4418.92	-----	セルラーウッドパネル
	100	6	-----	竹製のもの	SM	KG			
	900	1	-----	その他のもの	SM	KG			
	210	4	-----	木製の建具及び床柱	KG				
4418.99	221	1	-----	欄間	NO	KG	4418.99	-----	その他のもの
	222	2	-----	その他の床用パネル及び組み合わせた床用以外のパネル	KG				
	229	2	-----	その他のもの	KG				
	100	6	-----	セルラーウッドパネル	SM	KG			
	210	4	-----	木製の建具及び床柱	KG				
	221	1	-----	欄間	NO	KG			
4418.91	222	2	-----	その他の床用パネル及び組み合わせた床用以外のパネル	KG		4418.91	-----	セルラーウッドパネル
	221	2	-----	欄間	NO	KG			
	222	3	-----	その他の床用パネル及び組み合わせた床用以外のパネル	KG				
	291	2	-----	構造用集成材	CM	KG			
	299	+	-----	その他のもの	KG				
	100	0	-----	セルラーウッドパネル	SM	KG			
	210	5	-----	建具及び床柱	KG				
	221	2	-----	欄間	NO	KG			
	222	3	-----	その他の床用パネル及び組み合わせた床用以外のパネル	KG				
	291	2	-----	構造用集成材	CM	KG			
299	+	-----	その他のもの	KG					
4418.99	100	6	-----	セルラーウッドパネル	SM	KG	4418.99	-----	セルラーウッドパネル
	900	1	-----	その他のもの	SM	KG			
	210	4	-----	木製の建具及び床柱	KG				
	221	1	-----	欄間	NO	KG			
	222	2	-----	その他の床用パネル及び組み合わせた床用以外のパネル	KG				
	229	2	-----	その他のもの	KG				

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
44.19		木製の食卓用品及び台所用品 [略]			44.19	231 4	-----横断面における短辺が15センチメートル以上のもので、横断面の面積が300平方センチメートル以上のもの並びに横断面が長方形(正方形を含む。)でないもの	CM	KG
4419.11)		[略]			4419.11)				
4419.19					4419.19	232 5	-----横断面における短辺が7.5センチメートル以上で、長辺が15センチメートル以上のもの(この号の231に掲げるものを除く。)	CM	KG
4419.20		一熱帯産木材のもの				239 5	-----その他のもの	CM	KG
	100	6 一割り箸	TH	KG		291 †	-----直交集成板(CLT)	CM	KG
	900	1 一その他のもの		KG		299 2	-----その他のもの		KG
4419.90		[略]			4419.90		木製の食卓用品及び台所用品 [同左]		
44.20		寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第94類に属しない木製の家具			44.20		寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第94類に属しない木製の家具		
		一小像その他の装飾品			4420.10	000 5	一木製の小像その他の装飾品		KG
4420.11	000	4 一熱帯産木材のもの		KG					
4420.19	000	3 一その他のもの		KG					
4420.90		[略]			4420.90		[同左]		
44.21		その他の木製品			44.21		その他の木製品		
4421.10		[略]			4421.10		[同左]		
4421.20		一棺					[新規]		
	100	† 一かりん、つげ、たがやさん、 紅木、したん又はこくたん (しまこくたんを除く。)の もの		KG					
		一その他のもの							
	910	0 一縦にひいた木材をはぎ合 わせたもの(縦継ぎした ものであるかないかを問 わない。)	CM	KG					
	990	† 一その他のもの		KG					
4421.91		[略]			4421.91		[同左]		
4421.99		[略]			4421.99		[同左]		
		[略]					[同左]		
第46類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物					第46類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物				
注					注				
1 [略]					1 [同左]				
2 この類には、次の物品を含まない。 (a)~(d) [略]					2 この類には、次の物品を含まない。 (a)~(d) [同左]				

統計品目番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
(e) 第94類の物品(例えば、家具及び照明器具)					(e) 第94類の物品(例えば、家具及びランプその他の照明器具)				
3 [略]					3 [同左]				
[略]					[同左]				
第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品注					第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品注				
1 [略]					1 [同左]				
2 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(p) [略] (q) 第96類の物品(例えば、ボタン、生理用のナプキン(パッド)及びタンポン並びにおむつ及びおむつ中敷き)					2 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(p) [同左] (q) 第96類の物品(例えば、ボタン、生理用のナプキン(パッド)及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き)				
3及び4 [略]					3及び4 [同左]				
5 第48.02項において「筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙」及び「せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙」には、主にさらしパルプ又は機械パルプ若しくはケミグランドパルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。 (A) 重量が1平方メートルにつき150グラム以下の紙及び板紙 (a)～(e) [略] (B) 重量が1平方メートルにつき150グラムを超える紙及び板紙 (a)～(c) [略]					5 第48.02項において「筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙」及び「せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙」には、主にさらしパルプ又は機械パルプ若しくはケミグランドパルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。 重量が1平方メートルにつき150グラム以下の紙及び板紙にあつては、 (a)～(e) [同左] 重量が1平方メートルにつき150グラムを超える紙及び板紙にあつては、 (a)～(c) [同左]				
[略]					[同左]				
6～11 [略]					6～11 [同左]				
12 第48.14項又は第48.21項の物品を除くほか、紙、板紙及びセルロースウォッディング並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し副次的でないものは、第49類に属する。					12 第48.14項又は第48.21項の物品を除くほか、紙、板紙及びセルロースウォッディング並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し付随的でないものは、第49類に属する。				
号注					号注				
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
49.01 }		[略]			49.01 }		[同左]		
49.04					49.04				
49.05		地図、海図その他これらに類する図(製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。)			49.05		地図、海図その他これらに類する図(製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。)		
4905.20	000	†	—製本したもの	KG	4905.10	000	1	—地球儀、天球儀その他これらに類するもの	KG
4905.90	000	†	—その他のもの	KG				—その他のもの	
					4905.91	000	†	—製本したもの	KG
					4905.99	000	†	—その他のもの	KG
49.06 }		[略]			49.06 }			[同左]	
49.11					49.11				
第11部 繊維用繊維及びその製品注					第11部 繊維用繊維及びその製品注				
1 この部には、次の物品を含まない。 (a)～(r) [略] (s) 第94類の物品(例えば、家具、寝具及び照明器具)					1 この部には、次の物品を含まない。 (a)～(r) [同左] (s) 第94類の物品(例えば、家具、寝具及びランプその他の照明器具)				
(t) 第95類の物品(例えば、玩具、遊戯用具、運動用具及びネット)					(t) 第95類の物品(例えば、 <u>がん具</u> 、遊戯用具、運動用具及びネット)				
(u) 第96類の物品(例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライドファスナー、タイプライターリボン、生理用のナプキン(パッド)及びタンポン並びにおむつ及びおむつ中敷き)					(u) 第96類の物品(例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライドファスナー、タイプライターリボン、生理用のナプキン(パッド)及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き)				
(v) [略]					(v) [同左]				
2～4 [略]					2～4 [同左]				

統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
5703.90		[略]			5703.90		[同左]		
57.04		[略]			57.04		[同左]		
57.05		[略]			57.05		[同左]		
[略]					[同左]				
58.01		[略]			58.01		[同左]		
58.02		テリータオル地その他のテリー織物(第58.06項の細幅織物類を除く。)及びタフテッド織物類(第57.03項の物品を除く。)			58.02		テリータオル地その他のテリー織物(第58.06項の細幅織物類を除く。)及びタフテッド織物類(第57.03項の物品を除く。)		
5802.10		テリータオル地その他のテリー織物(綿製のものに限る。)			5802.11		テリータオル地その他のテリー織物(綿製のものに限る。)		
010	2	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG	010	1	漂白してないもの 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
020	5	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(010のものを除く。)	SM	KG	020	4	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(010のものを除く。)	SM	KG
090	5	その他のもの	SM	KG	090	4	その他のもの	SM	KG
5802.20		[略]			5802.20		[同左]		
5802.30		[略]			5802.30		[同左]		
58.03		[略]			58.03		[同左]		
58.11		[略]			58.11		[同左]		
第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品					第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品				
注 1及び2 [略]					注 1及び2 [同左]				
3 第59.03項において「プラスチックを積層した紡織用繊維の織物類」とは、一以上の織物類の層と一以上のプラスチックのシート又はフィルムとを組み合わせることで、各層が互いに接着する処理により結合されたものをいう(プラスチックのシート又はフィルムが横断面において肉眼により判別できるかできないかを問わない。)					[新規]				
4		[略]			3		[同左]		
5		[略]			4		[同左]		
6		[略]			5		[同左]		
7		[略]			6		[同左]		
8		[略]			7		[同左]		
59.01		[略]			59.01		[同左]		
59.10		紡織用繊維の物品及び製品(技術的用途に供するもので、この類の注8のものに限る。)			59.10		紡織用繊維の物品及び製品(技術的用途に供するもので、この類の注7のものに限る。)		
59.11		[略]			59.11		[同左]		
5911.10		[略]			5911.10		[同左]		
5911.90		[略]			5911.90		[同左]		
[略]					[同左]				

統計品目番 号	NACCS 用	品名	単 位		統計品目番 号	NACCS 用	品名	単 位	
			I	II				I	II
第61類		衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			第61類		衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
注					注				
1~3		[略]			1~3		[同左]		
4		第61.05項及び第61.06項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦10センチメートル、横10センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ1センチメートルにつき10未満である衣類を含まない。第61.05項には、袖無し ^の 衣類を含まない。 「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆつたりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。			4		第61.05項及び第61.06項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、すそにゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦10センチメートル、横10センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ1センチメートルにつき10未満である衣類を含まない。第61.05項には、袖無し ^の 衣類を含まない。		
5~10		[略]			5~10		[同左]		
61.01		[略]			61.01		[同左]		
61.15					61.15				
61.16		手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			61.16		手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
6116.10		—プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの —綿製のもの —プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの			6116.10		—プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの —綿製のもの —プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの		
153	0	—編み上げたもの	PR	KG	151	5	—編み上げたもの	PR	KG
154	1	—縫製したもの	PR	KG	152	6	—縫製したもの	PR	KG
		—その他のもの					—その他のもの		
		—手袋のもの					—手袋のもの		
166	6	—編み上げたもの	PR	KG	161	1	—編み上げたもの	PR	KG
167	0	—縫製したもの	PR	KG	162	2	—縫製したもの	PR	KG
168	†	—手袋以外のもの	PR	KG	165	5	—手袋以外のもの	PR	KG
		—その他のもの					—その他のもの		
		—プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの					—プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの		
253	†	—編み上げたもの	PR	KG	251	0	—編み上げたもの	PR	KG
254	†	—縫製したもの	PR	KG	252	1	—縫製したもの	PR	KG
		—その他のもの					—その他のもの		
		—手袋のもの					—手袋のもの		
263	†	—編み上げたもの	PR	KG	261	3	—編み上げたもの	PR	KG
264	†	—縫製したもの	PR	KG	262	4	—縫製したもの	PR	KG
265	†	—手袋以外のもの	PR	KG	269	4	—手袋以外のもの	PR	KG
		[略]					[同左]		
6116.91		[略]			6116.91		[同左]		
6116.99		[略]			6116.99		[同左]		
61.17		その他の衣類附属品(製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)及び衣類又は衣類附属品の部分品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			61.17		その他の衣類附属品(製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)及び衣類又は衣類附属品の部分品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
6117.10		[略]			6117.10		[同左]		
6117.80		—その他の附属品 —ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの			6117.80		—その他の附属品 —ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの		
016	†	—綿製のもの	NO	KG	014	6	—綿製のもの	NO	KG
017	†	—その他のもの	NO	KG	015	0	—その他のもの	NO	KG

統計品目番	NACS用	品名	単位		統計品目番	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
6117.90	200 †	---その他のもの [略]		KG	6117.90	200 3	---その他のもの [同左]		KG
第62類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)					第62類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)				
注 1～3 [略]					注 1～3 [同左]				
4 第62.05項及び第62.06項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類を含まず、第62.05項には、袖無し衣類を含まない。 「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆつたりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。					4 [新規]				
5 [略]					4 [同左]				
6 [略]					5 [同左]				
7 [略]					6 [同左]				
8 [略]					7 [同左]				
9 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注9の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。 男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。					8 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注8の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。 男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。				
10 [略]					9 [同左]				
62.01		男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(第62.03項のものを除く。) [削除]			62.01		男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(第62.03項のものを除く。) ---オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品 ---羊毛製又は織獣毛製のもの		
					6201.11	100 0	---毛皮付きのもの	NO	KG
						200 2	---その他のもの	NO	KG
					6201.12	100 6	---綿製のもの	NO	KG
						200 1	---毛皮付きのもの	NO	KG
						200 1	---その他のもの	NO	KG
					6201.13	100 5	---人造繊維製のもの	NO	KG
						200 0	---毛皮付きのもの	NO	KG
						200 0	---その他のもの	NO	KG
					6201.19	100 6	---その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
						200 1	---毛皮付きのもの	NO	KG
						200 1	---その他のもの	NO	KG
6201.20		---羊毛製又は織獣毛製のもの					[新規]		
	100 5	---毛皮付きのもの	NO	KG					
	200 0	---その他のもの	NO	KG					
6201.30		---綿製のもの					[新規]		
	100 †	---毛皮付きのもの	NO	KG					
	200 4	---その他のもの	NO	KG					
6201.40		---人造繊維製のもの					[新規]		
	100 6	---毛皮付きのもの	NO	KG					
	200 1	---その他のもの	NO	KG					
6201.90		---その他の紡織用繊維製のもの					[新規]		
	100 5	---毛皮付きのもの	NO	KG					
	200 †	---その他のもの	NO	KG					
		[削除]					---その他のもの		

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位															
			I	II				I	II														
62.02		女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(第62.04項のものを除く。) [削除]			6201.91		---羊毛製又は織獣毛製のもの																
					100	4	---毛皮付きのもの			NO	KG												
					200	6	---その他のもの			NO	KG												
					6201.92		---綿製のもの																
					100	3	---毛皮付きのもの					NO	KG										
					200	5	---その他のもの					NO	KG										
					6201.93		---人造繊維製のもの																
					100	2	---毛皮付きのもの							NO	KG								
					200	4	---その他のもの							NO	KG								
					6201.99		---その他の紡織用繊維製のもの																
					100	3	---毛皮付きのもの									NO	KG						
					200	5	---その他のもの									NO	KG						
					6202.11		女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(第62.04項のものを除く。) ---オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品																
					100	5	---羊毛製又は織獣毛製のもの																
					200	0	---毛皮付きのもの													NO	KG		
					6202.12		---その他のもの													NO	KG		
					100	4	---綿製のもの																
					200	6	---毛皮付きのもの															NO	KG
					6202.13		---その他のもの															NO	KG
					100	3	---人造繊維製のもの																
200	5	---毛皮付きのもの	NO	KG																			
6202.19		---その他のもの	NO	KG																			
100	4	---その他の紡織用繊維製のもの																					
200	6	---毛皮付きのもの			NO	KG																	
6202.20		---その他のもの			NO	KG																	
100	†	---羊毛製又は織獣毛製のもの																					
200	5	---毛皮付きのもの					NO	KG															
6202.30		---その他のもの					NO	KG															
100	†	---綿製のもの																					
200	2	---毛皮付きのもの							NO	KG													
6202.40		---その他のもの							NO	KG													
100	†	---人造繊維製のもの																					
200	†	---毛皮付きのもの									NO	KG											
6202.90		---その他のもの									NO	KG											
100	3	---その他の紡織用繊維製のもの																					
200	†	---毛皮付きのもの											NO	KG									
6202.91		---その他のもの											NO	KG									
100	2	---その他の紡織用繊維製のもの																					
200	4	---羊毛製又は織獣毛製のもの													NO	KG							
6202.92		---毛皮付きのもの													NO	KG							
100	1	---その他のもの																					
200	3	---綿製のもの															NO	KG					
6202.93		---毛皮付きのもの																					
100	0	---その他のもの															NO	KG					
200	2	---人造繊維製のもの															NO	KG					
6202.99		---毛皮付きのもの																					
100	1	---その他のもの															NO	KG					
200	3	---その他の紡織用繊維製のもの															NO	KG					
62.03		[略]					62.03										[同左]						
62.09							62.09																

統計品目番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
62.10		衣類(第56.02項、第56.03項、第59.03項、第59.06項又は第59.07項の織物類から製品にしたものに限る。)			62.10		衣類(第56.02項、第56.03項、第59.03項、第59.06項又は第59.07項の織物類から製品にしたものに限る。)		
6210.10		[略]			6210.10		[同左]		
6210.20		—その他の衣類(第62.01項のものと同種類のものに限る。)			6210.20		—その他の衣類(第6201.11号から第6201.19号までのものと同一種類のものに限る。)		
	100 1	—毛皮付きのもの	NO	KG		100 1	—毛皮付きのもの	NO	KG
	200 3	—その他のもの	NO	KG		200 3	—その他のもの	NO	KG
6210.30		—その他の衣類(第62.02項のものと同種類のものに限る。)			6210.30		—その他の衣類(第6202.11号から第6202.19号までのものと同一種類のものに限る。)		
	100 5	—毛皮付きのもの	NO	KG		100 5	—毛皮付きのもの	NO	KG
	200 0	—その他のもの	NO	KG		200 0	—その他のもの	NO	KG
6210.40		[略]			6210.40		[同左]		
6210.50		[略]			6210.50		[同左]		
62.11		[略]			62.11		[同左]		
62.17		[略]			62.17		[同左]		
[略]					[同左]				
63.01		[略]			63.01		[同左]		
63.05		[略]			63.05		[同左]		
63.06		ターポリン及び日よけ、テント(仮設の日よけテントその他これに類する物品を含む。)、帆(ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。)並びにキャンプ用品			63.06		ターポリン及び日よけ、テント、帆(ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。)並びにキャンプ用品		
6306.12		[略]			6306.12		[同左]		
6306.19		[略]			6306.19		[同左]		
		—テント(仮設の日よけテントその他これに類する物品を含む。)					—テント		
6306.22		[略]			6306.22		[同左]		
6306.90		[略]			6306.90		[同左]		
63.07		[略]			63.07		[同左]		
63.10		[略]			63.10		[同左]		
[略]					[同左]				
第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品					第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品				
注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)~(ij) [略] (k) 第94類の物品(例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物) (l)~(n) [略] 2 [略]					注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)~(ij) [同左] (k) 第94類の物品(例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物) (l)~(n) [同左] 2 [同左]				
68.01		[略]			68.01		[同左]		
68.02		加工した石碑用又は建築用の石及びその製品(スレートを加工したもの及び第68.01項の物品を除く。)、天然石(スレートを含む。) 製のモザイクキューブその他これに類する物品(裏張りしてあるかないかを問わない。)並びに人工的に着色した天然石(スレートを含む。) の粒、細片及び粉			68.02		加工した石碑用又は建築用の石及びその製品(スレートを加工したもの及び第68.01項の物品を除く。)、天然石(スレートを含む。) 製のモザイクキューブその他これに類する物品(裏張りしてあるかないかを問わない。)並びに人工的に着色した天然石(スレートを含む。) の粒、細片及び粉		

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
6802.10	000	1		MT	6802.10	000	1		MT
		1					1		
		1					1		
6802.21		[略]			6802.21				
6802.99		[略]			6802.99				
68.03		[略]			68.03				
68.11					68.11				
68.12		石綿繊維(加工したものに限る。)、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品(例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスカート。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。)			68.12		石綿繊維(加工したものに限る。)、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品(例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスカート。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。)		
6812.80		[略]			6812.80		[同左]		
6812.91		[略]			6812.91		[同左]		
		[削除]			6812.92	000	4		KG
		[削除]			6812.93	000	3		KG
6812.99		[略]			6812.99				
68.13		[略]			68.13				
68.14		[略]			68.14				
68.15		石その他の鉱物性材料の製品(炭素繊維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)			68.15		石その他の鉱物性材料の製品(炭素繊維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)		
		炭素繊維及びその製品(電気用品を除く。)			6815.10	000	3		KG
		黒鉛又はその他の炭素の製品(電気用品を除く。)							
6815.11	000	2		KG					
6815.12	000	1		KG					
6815.13	000	0		KG					
6815.19	000	1		KG					
6815.20		[略]			6815.20		[同左]		
		その他の製品					その他の製品		
6815.91	000	6	KG	KG	6815.91	000	6	KG	KG
		マグネサイト、マグネシア(ペリクレーヌのものに限る。)、ドロマイト(ドライム)のものを含む。又はクロマイトを含有するもの					マグネサイト、ドロマイト又はクロマイトを含有するもの		
6815.99		[略]			6815.99		[同左]		

統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
第69類 陶磁製品					第69類 陶磁製品				
注					注				
1 この類には、次に定めるところにより成形した後に焼成した陶磁製品のみを含む。					1 この類には、成形した後に焼成した陶磁製品のみを含むものとし、第69.04項から第69.14項までには、第69.01項から第69.03項までに属するとみられる物品を含まない。				
(a) 第69.04項から第69.14項までには、第69.01項から第69.03項までに属するとみられる物品を含まない。					(a) 第69.04項から第69.14項までには、第69.01項から第69.03項までに属するとみられる物品を含まない。				
(b) 樹脂の硬化、水和反応の促進、水分その他の揮発性成分の除去等を目的として、800度未満の温度で加熱された製品は、焼成されたものとはみなされず、この類に属しない。					(b) 樹脂の硬化、水和反応の促進、水分その他の揮発性成分の除去等を目的として、800度未満の温度で加熱された製品は、焼成されたものとはみなされず、この類に属しない。				
(c) 陶磁製品は、無機の非金属材料を一般に室温で調製、成形した後に焼成することにより得られる。原材料は、粘土、けい酸質の材料(シリカフェームを含む。)及び高融点を有する材料(酸化物、炭化物、窒化物、黒鉛その他の炭素等)から成り、耐火性粘土又はりん酸塩等の結合材が使用される場合がある。					(c) 陶磁製品は、無機の非金属材料を一般に室温で調製、成形した後に焼成することにより得られる。原材料は、粘土、けい酸質の材料(シリカフェームを含む。)及び高融点を有する材料(酸化物、炭化物、窒化物、黒鉛その他の炭素等)から成り、耐火性粘土又はりん酸塩等の結合材が使用される場合がある。				
2 この類には、次の物品を含まない。					2 この類には、次の物品を含まない。				
(a)~(h) [略]					(a)~(h) [同左]				
(ij) 第94類の物品(例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物)					(ij) 第94類の物品(例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物)				
(k)~(m) [略]					(k)~(m) [同左]				
69.01		[略]			69.01		[同左]		
69.02		[略]			69.02		[同左]		
69.03		その他の陶磁製耐火製品(例えば、レットト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューベル、管、さや、棒及びスライドゲート。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。)			69.03		その他の陶磁製耐火製品(例えば、レットト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューベル、管、さや及び棒。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。)		
6903.10	000	2	一遊離炭素の含有量が全重量の50%を超えるもの	KG	6903.10	000	2	一黒鉛その他の炭素又はこれらの相互の混合物の含有量が全重量の50%を超えるもの	KG
6903.20		[略]			6903.20		[同左]		
6903.90		[略]			6903.90		[同左]		
69.04		[略]			69.04		[同左]		
69.14		[略]			69.14		[同左]		
第70類 ガラス及びその製品					第70類 ガラス及びその製品				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)~(c) [略]					(a)~(c) [同左]				
(d) フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きのもので、第86類から第88類までの物品用のものに限る。)					[新規]				
(e) フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きであるかないかを問わず、加熱装置又はその他の電氣的若しくは電子的装置を自蔵する第86類から第88類までの物品用のものに限る。)					[新規]				
(f) [略]					(d) [同左]				
(g) 第94.05項の照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品(光源を据え付けたものに限る。)及びこれらの部分品					(e) 第94.05項のランプその他の照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品(光源を据え付けたものに限る。)及びこれらの部分品				
(h) 第95類の玩具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品(仕掛けを有しないガラス製の眼で第95類の人形その他の物品に使用するものを除く。)					(f) 第95類のがん具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品(仕掛けを有しないガラス製の眼で第95類の人形その他の物品に使用するものを除く。)				
(ij) [略]					(g) [同左]				
2~5 [略]					2~5 [同左]				
号注 [略]					号注 [同左]				
70.01					70.01				

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
7001.00	000	5		KG	7001.00	000	5		KG
		ガラスのくず(第85.49項の陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラスを除く。)及び塊							
70.02		[略]			70.02				
70.10					70.10				
70.11		ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品(電灯その他の光源、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。)			70.11				
7011.10		[略]			7011.10				
7011.90					7011.90				
70.13		[略]			70.13				
70.18					70.18				
70.19		ガラス繊維(グラスウールを含む。)及びその製品(例えば、ガラス繊維の糸、ロービング及び織物)			70.19				
		スライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド並びにこれらから成るマット							
7019.11		[略]			7019.11				
7019.12		[略]			7019.12				
7019.13	000	5		KG					
7019.14	000	4		KG					
7019.15	000	3		KG					
7019.19	000	6		KG	7019.19				
		[削除]			020	5			KG
					090	5			KG
					7019.31	000	1		KG
					7019.32	000	0		KG
					7019.39	000	0		KG
					7019.40	000	6		KG
					7019.51	000	2		KG
					7019.52	000	1		KG
					7019.59	000	1		KG
7019.61	000	6		KG					
7019.62	000	5		KG					
7019.63	000	4		KG					
7019.64	000	3		KG					

統計品目番	NACS用	品名	単位		統計品目番	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
7019.65	000	2		KG					
7019.66	000	1		KG					
7019.69	000	5		KG			[新規]		
7019.71	000	3		KG					
7019.72	000	2		KG					
7019.73	000	1		KG					
7019.80	000	1		KG			[新規]		
7019.90					7019.90		[同左]		
70.20					70.20		[同左]		
[略]					[同左]				
71.01					71.01		[同左]		
71.03					71.03		[同左]		
71.04					71.04		合成又は再生の貴石及び半貴石(加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けしたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)		
7104.10					7104.10		[同左]		
					7104.20	000	3	1	GR
7104.21	000	2		GR					
7104.29	000	1		GR					
7104.91	000	2		GR	7104.90	000	3	1	GR
7104.99	000	1		GR					
71.05					71.05				
71.11					71.11				
71.12					71.12		貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの(第85.49項の物品を除く。)		
7112.30					7112.30				
7112.99					7112.99				
71.13					71.13				
71.18					71.18				
第15部 卑金属及びその製品					第15部 卑金属及びその製品				
注					注				
1 この部には、次の物品を含まない。					1 この部には、次の物品を含まない。				
(a)~(ij) [略]					(a)~(ij) [同左]				
(k) 第94類の物品(例えば、家具、マットレスサポート、照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物)					(k) 第94類の物品(例えば、家具、マットレスサポート、ランプその他の照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物)				
(l)~(n) [略]					(l)~(n) [同左]				
2 この表において「汎用性の部分品」とは、次の物品をいう。					2 この表において「はん用性の部分品」とは、次の物品をいう。				

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
(a)		第73.07項、第73.12項、第73.15項、第73.17項又は第73.18項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品(内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたもの(第90.21項参照)を除く。)			(a)		第73.07項、第73.12項、第73.15項、第73.17項又は第73.18項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品		
(b)		及び(c) [略] 第73類から第76類まで及び第78類から第82類まで(第73.15項を除く。)において部分品には、(a)から(c)までに定める汎用性の部分品を含まない。 第二文及び第83類の注1の規定に従うことを条件として、第72類から第76類まで及び第78類から第81類までの物品には、第82類又は第83類の物品を含まない。			(b)		及び(c) [同左] 第73類から第76類まで及び第78類から第82類まで(第73.15項を除く。)において部分品には、(a)から(c)までに定めるはん用性の部分品を含まない。 第二文及び第83類の注1の規定に従うことを条件として、第72類から第76類まで及び第78類から第81類までの物品には、第82類又は第83類の物品を含まない。		
3~7		[略]			3~7		[同左]		
8		この部の次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) 「くず」とは、次のものをいう。 (i) 全ての金属くず (ii) 破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品 (b) [略]			8		この部の次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) 「くず」とは、金属の製造又は機械的加工の際に生ずる金属くず及び破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品をいう。 (b) [同左]		
9		第74類から第76類まで及び第78類から第81類までにおいて次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品(巻いてないものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。 もつとも、第74類のワイヤバー及びピレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパ加工その他の加工をしたものは、第74.03項の銅の塊とみなす。この規定は、第81類において準用する。 (b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない。)で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。 (c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。			[新規]				

統計品目番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
		(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、塊を除く。)で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。)のものうち次のものをいう。 長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の10分の1以下のもの 長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない。)で他の項の物品の特性を有しないもの 板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。							
		(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものというものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。							
		[略]							[同左]
		[略]							[同左]
		第74類 銅及びその製品							第74類 銅及びその製品
		注							注
		1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a)～(c) [略] [削除]							1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a)～(c) [同左] (d) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品(巻いてないものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものというものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。 もつとも、ワイヤバー及びピレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパ加工その他の加工をしたものは、第74.03項の塊とみなす。
		[削除]							(e) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない。)で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
[削除]					(f)	「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。			
[削除]					(g)	「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、第74.03項の塊を除く。)で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。)のものうち次のものをいう。 長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の10分の1以下のもの 長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない。)で他の項の物品の特性を有しないもの 第74.09項又は第74.10項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。			
[削除]					(h)	「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。			
号注 [略]					号注 [同左]				
74.01 }		[略]			74.01 }	[同左]			
74.18		その他の銅製品			74.18	その他の銅製品			
74.19		[削除]			74.19	その他の銅製品			
7419.20	000	3	— 鑄造、型打ち又は鍛造をしたもの(更に加工したものを除く。)	KG	7419.10	000	6	— 鎖及びその部分品 [新規]	KG
7419.80	000	6	— その他のもの [削除]	KG	7419.91	000	2	[新規] — その他のもの — 鑄造、型打ち又は鍛造をしたもの(更に加工したものを除く。)	KG
					7419.99	000	1	— その他のもの	KG
第75類 [削除]		ニッケル及びその製品			第75類 注			ニッケル及びその製品	
					1			この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。	

統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
					(a)		「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品(巻いてないものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。		
					(b)		「型材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない。)で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。型材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。		
					(c)		「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。		
					(d)		「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、第75.02項の塊を除く。)で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。)のものうち次のものをいう。 長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の10分の1以下のもの 長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない。)で他の項の物品の特性を有しないもの 第75.06項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。		
					(e)		「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。		
号注					号注				
1 [略]					1 [同左]				
2 第7508.10号において線には、第15部の注9(c)の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が6ミリメートル以下のもの(横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。)のみを含む。					2 第7508.10号において線には、この類の注1(c)の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が6ミリメートル以下のもの(横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。)のみを含む。				
[略]					[同左]				

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
第76類 [削除]		アルミニウム及びその製品			第76類 注		アルミニウム及びその製品		
					1		この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。		
							(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品(巻いてないものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。		
							(b) 「型材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない。)で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。型材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。		
							(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。		
							(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、第76.01項の塊を除く。)で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含む、正方形を除く。)のものうち次のものをいう。 長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の10分の1以下のもの 長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない。)で他の項の物品の特性を有しないもの 第76.06項又は第76.07項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。		
							(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。		
号注 1 [略]					号注 1 [同左]				

統計品目番	NACS用	品名	単位		統計品目番	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2		第7616.91号において線には、第15部の注9(c)の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が6ミリメートル以下のもの(横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。)のみを含む。			2		第7616.91号において線には、この類の注1(c)の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が6ミリメートル以下のもの(横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。)のみを含む。		
		[略]					[同左]		
		第78類 鉛及びその製品 [削除]					第78類 鉛及びその製品 注		
							1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品(巻いてないものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。 (b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない。)で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。 (c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。 (d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、第78.01項の塊を除く。)で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。)のものうち次のものをいう。 長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の10分の1以下のもの 長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない。)で他の項の物品の特性を有しないもの 第78.04項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。		

統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
号注 [略]					号注 [同左]		(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。		
第79類 [略]					号注 [同左]				
第79類 [削除]		亜鉛及びその製品			第79類 [削除]		亜鉛及びその製品		
					注 1		この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品(巻いてないものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものを用いるものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。 (b) 「型材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない。)で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。型材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。 (c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものを用いるものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。 (d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、第79.01項の塊を除く。)で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含む、正方形を除く。)のものうち次のものをいう。 長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の10分の1以下のもの 長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない。)で他の項の物品の特性を有しないもの		

統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
							<p>第79.05項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。</p> <p>(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。</p>		
号注					号注				
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
第80類		すず及びその製品			第80類		すず及びその製品		
[削除]					注				
					1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。				
					(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品(巻いてないものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものを用いるものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。				
					(b) 「型材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない。)で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。型材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。				
					(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものを用いるものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。				
					(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、第80.01項の塊を除く。)で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。)のものうち次のものをいう。 長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の10分の1以下のもの				

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
					<p>長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない。)で他の項の物品の特性を有しないもの</p> <p>(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。</p>				
号注 [略]					号注 [同左]				
[略]					[同左]				
第81類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品 [削除]					第81類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品 号注 1 第74類の注1に規定する「棒」、「型材」、「線」、「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」の用語の定義は、この類において準用する。				
81.01		[略]			81.01		[同左]		
81.02		[略]			81.02		[同左]		
81.03		タンタル及びその製品(くずを含む。)			81.03		タンタル及びその製品(くずを含む。)		
8103.20		[略]			8103.20		[同左]		
8103.30		[略]			8103.30		[同左]		
		—その他のもの			8103.90		—その他のもの		
8103.91	000	6	—るつぼ	KG		010	3	—フレーク	KG
8103.99			—その他のもの			020	6	—その他のもの	KG
	010	1	—フレーク	KG					
	020	4	—その他のもの	KG					
81.04		[略]			81.04		[同左]		
81.05		[略]			81.05		[同左]		
81.06		ビスマス及びその製品(くずを含む。)			81.06		ビスマス及びその製品(くずを含む。)		
8106.10	000	4	—ビスマスの含有量が全重量の99.99%を超えるもの	KG	8106.00	000	ビスマス及びその製品(くずを含む。)		KG
8106.90	000	1	—その他のもの	KG					
			[削除]		81.07		カドミウム及びその製品(くずを含む。)		
					8107.20	000	6	—カドミウムの塊及び粉	KG
					8107.30	000	3	—くず	KG
					8107.90	000	6	—その他のもの	KG
81.08		[略]			81.08		[同左]		
81.09		ジルコニウム及びその製品(くずを含む。)			81.09		ジルコニウム及びその製品(くずを含む。)		
			—ジルコニウムの塊及び粉		8109.20	000	2	—ジルコニウムの塊及び粉	KG
8109.21	000	1	—ハフニウムとジルコニウムの重量比が1未満対500のもの	KG					
8109.29	000	0	—その他のもの	KG					
			—くず		8109.30	000	6	—くず	KG
8109.31	000	5	—ハフニウムとジルコニウムの重量比が1未満対500のもの	KG					
8109.39	000	4	—その他のもの	KG					
			—その他のもの		8109.90	000	2	—その他のもの	KG
8109.91	000	1	—ハフニウムとジルコニウムの重量比が1未満対500のもの	KG					
8109.99	000	0	—その他のもの	KG					
81.10		[略]			81.10		[同左]		
81.11		[略]			81.11		[同左]		

統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
81.12		ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ(くずを含む。)並びにこれらの製品(くずを含む。)			81.12		ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム(くずを含む。)並びにこれらの製品(くずを含む。)		
8112.12		[略]			8112.12		[同左]		
8112.29		[略]			8112.29		[同左]		
8112.31	000 6	—ハフニウム		KG			[新規]		
8112.39	000 5	—塊、くず及び粉		KG					
		—レニウム					[新規]		
8112.41	000 3	—塊、くず及び粉		KG					
8112.49	000 2	—その他のもの		KG					
		[略]					[同左]		
8112.51		[略]			8112.51		[同左]		
8112.59		—カドミウム			8112.59		[新規]		
8112.61	000 4	—くず		KG					
8112.69		—その他のもの							
	100 5	—塊及び粉		KG					
	900 0	—その他のもの		KG					
		[略]					[同左]		
8112.92		[略]			8112.92		[同左]		
8112.99		[略]			8112.99		[同左]		
81.13		[略]			81.13		[同左]		
		[略]					[同左]		
第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品					第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品				
注					注				
1 [略]					1 [同左]				
2 機械の部分品(第84.84項又は第85.44項から第85.47項までの物品の部分品を除く。)は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。					2 機械の部分品(第84.84項又は第85.44項から第85.47項までの物品の部分品を除く。)は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。				
(a) [略]					(a) [同左]				
(b) (a)のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械(第84.79項又は第85.43項の機械を含む。)に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の項又は第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項若しくは第85.38項のうち該当する項に属する。ただし、第85.17項の物品及び第85.25項から第85.28項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第85.17項に属し、第85.24項の物品に専ら又は主として使用する部分品は、第85.29項に属する。					(b) (a)のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械(第84.79項又は第85.43項の機械を含む。)に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の項又は第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項若しくは第85.38項のうち該当する項に属する。ただし、第85.17項の物品及び第85.25項から第85.28項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第85.17項に属する。				
(c) [略]					(c) [同左]				
3~5 [略]					3~5 [同左]				
6(A) この表において「電気電子機器のくず」とは、電気電子機器を組み合わせたもの、印刷回路基板及び電気電子機器製品で、次のものをいう。					[新規]				
(i) 破損、切断又はその他の加工により本来の用途に用いることができなくなつたもの及び本来の用途に用いることができるよう修理することが経済的に適しないもの									
(ii) 輸送、積み込み又は荷卸しの際に、個々の製品を損傷から保護するような形で梱包又は輸送されなかつたもの									
(B) 「電気電子機器のくず」及びその他のくずを混載した貨物は、第85.49項に属する。									

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
(C) この部には、第38類の注4の都市廃棄物を含まない。									
第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品					第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品				
注					注				
1 [略]					1 [同左]				
2 <u>第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までに該当するものは、この部の注3及びこの類の注11の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。</u>					2 <u>第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、</u>				
(A) 第84.19項には、次の物品を含まない。					(a) 発芽用機器、ふ卵器及び育苗器(第84.36項参照)				
(i) 発芽用機器、ふ卵器及び育苗器(第84.36項参照)					(a) 発芽用機器、ふ卵器及び育苗器(第84.36項参照)				
(ii) 穀物給湿機(第84.37項参照)					(b) 穀物給湿機(第84.37項参照)				
(iii) 糖汁抽出用浸出機(第84.38項参照)					(c) 糖汁抽出用浸出機(第84.38項参照)				
(iv) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械(第84.51項参照)					(d) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械(第84.51項参照)				
(v) 機械的作業を行う機器(理化学用のものを含む。)で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの					(e) 機械的作業を行う機器(理化学用のものを含む。)で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの				
(B) 第84.22項には、次の物品を含まない。					第84.22項には、次の物品を含まない。				
(i) 袋その他これに類する容器の封口用マシン(第84.52項参照)					(a) 袋その他これに類する容器の封口用マシン(第84.52項参照)				
(ii) 第84.72項の事務用機器					(b) 第84.72項の事務用機器				
(C) 第84.24項には、次の物品を含まない。					また、第84.24項には、次の物品を含まない。				
(i) インクジェット方式の印刷機(第84.43項参照)					(a) インクジェット方式の印刷機(第84.43項参照)				
(ii) ウォータージェット切断機械(第84.56項参照)					(b) ウォータージェット切断機械(第84.56項参照)				
3及び4 [略]					3及び4 [同左]				
5 第84.62項において圧延製品の「スリッター工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー、スリッター及びリコイラーから成る加工工程をいう。圧延製品の「切断工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー及び剪断機から成る加工工程をいう。					5 [新規]				
6(A)～(C) [略]					5(A)～(C) [同左]				
(D) 6(C)の条件を満たす場合であつても、第84.71項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。					(D) 5(C)の条件を満たす場合であつても、第84.71項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。				
(i)～(v) [略]					(i)～(v) [同左]				
(E) [略]					(E) [同左]				
7 [略]					6 [同左]				
8 二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所属を決定する。 主たる用途がいずれの項にも定められていない機械及び主たる用途が特定できない機械は、この類の注2又はこの部の注3の規定によりその所属を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第84.79項に属する。また、第84.79項には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから網又はケーブルを製造する機械(例えば、より線機及び製網機)を含む。					7 二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所属を決定する。 主たる用途がいずれの項にも定められていない機械及び主たる用途が特定できない機械は、2又はこの部の注3の規定によりその所属を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第84.79項に属する。また、第84.79項には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから網又はケーブルを製造する機械(例えば、より線機及び製網機)を含む。				
9 [略]					8 [同左]				
10 第84.85項において「積層造形」(三次元印刷とも呼ばれる。)とは、材料(例えば金属、プラスチック又はセラミック)のレイヤリング及び固形化処理によるデジタルモデルをもととした物体の形成をいう。 この部の注1及びこの類の注1のものを除くほか、同項に該当する機械は、同項に属するものとし、この表の他の項には該当しない。					[新規]				
11(A) 第85類の注12(a)及び(b)は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオード(LED)を含む。					9(A) 第85類の注9(a)及び(b)は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオード(LED)を含む。				
(B)及び(C) [略]					(B)及び(C) [同左]				
(D) 第16部の注1及び第84類の注1のものを除くほか、第84.86項に該当する機器は、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。					(D) 第16部の注1及び第84類の注1のものを除くほか、第84.86項に該当する機器は、この項に属するものとし、この表の他の項には属しない。				
号注					号注				

統計品目番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
1		[略]			1		[同左]		
2		第8471.49号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第84類の注6(C)の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置(例えば、キーボード及びスキャナー)及び一の出力装置(例えば、ディスプレイ及びプリンター)から成るものをいう。			2		第8471.49号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第84類の注5(C)の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置(例えば、キーボード及びスキャナー)及び一の出力装置(例えば、ディスプレイ及びプリンター)から成るものをいう。		
3及び4		[略]			3及び4		[同左]		
84.01 }		[略]			84.01 }		[同左]		
84.13 84.14		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン、換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)並びに密閉形の生物学的安全キャビネット(フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)			84.13 84.14		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)		
8414.10 }		[略]			8414.10 }		[同左]		
8414.60 8414.70	000 0	一密閉形の生物学的安全キャビネット	NO	KG	8414.60		[新規]		
8414.80 8414.90		[略]			8414.80 8414.90		[同左]		
84.15 }		[略]			84.15 }		[同左]		
84.17 84.18		冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器(電気式であるかないかを問わない。)及びヒートポンプ(第84.15項のエアコンディショナーを除く。)			84.17 84.18		冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器(電気式であるかないかを問わない。)及びヒートポンプ(第84.15項のエアコンディショナーを除く。)		
8418.10	000 3	一冷凍冷蔵庫(それぞれ独立した外部扉若しくは引出し又はこれらを組み合わせたものを有するものに限る。)	NO	KG	8418.10	000 3	一冷凍冷蔵庫(それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。)	NO	KG
8418.21 }		[略]			8418.21 }		[同左]		
8418.99 84.19		[略]			8418.99 84.19		[同左]		
		加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭用ものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)					加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭用ものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)		
8419.11 8419.12	000 6	一太陽熱温水器	NO	KG	8419.11		一瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)		
8419.19 8419.20		[略]			8419.19 8419.20		[同左]		
		一乾燥機					一乾燥機		
		[削除]			8419.31	000 1	一農産物用のもの	NO	KG
		[削除]			8419.32	000 0	一木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のもの	NO	KG

統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8419.33	000	6	NO	KG			[新規]		
		ニット及び噴霧乾燥器							
8419.34	000	5	NO	KG			[新規]		
		—その他のもの(農産物用の ものに限る。)							
8419.35	000	4	NO	KG			[新規]		
		—その他のもの(木材用、紙パ ルプ用、紙用又は板紙用の ものに限る。)							
8419.39		[略]			8419.39		[同左]		
8419.90		[略]			8419.90		[同左]		
84.20		[略]			84.20		[同左]		
84.21		遠心分離機(遠心式脱水機を含 む。)並びに液体又は気体のろ過 機及び清浄機			84.21		遠心分離機(遠心式脱水機を含 む。)並びに液体又は気体のろ過 機及び清浄機		
		[略]					[同左]		
8421.11		[略]			8421.11		[同左]		
8421.29		[略]			8421.29		[同左]		
		—気体のろ過機及び清浄機					—気体のろ過機及び清浄機		
8421.31		[略]			8421.31		[同左]		
8421.32	000	3	NO	KG			[新規]		
		—内燃機関から排出された気 体の清浄若しくはろ過用の 触媒コンバーター又は微粒 子捕集フィルター(結合し てあるかないかを問わな い。)							
8421.39		[略]			8421.39		[同左]		
8421.99		[略]			8421.99		[同左]		
84.22		[略]			84.22		[同左]		
84.27		[略]			84.27		[同左]		
84.28		その他の持上げ用、荷扱い用、積 込み用又は荷卸し用の機械(例 えば、昇降機、エスカレーター、 コンベヤ及びロープウェー)			84.28		その他の持上げ用、荷扱い用、積 込み用又は荷卸し用の機械(例 えば、昇降機、エスカレーター、コン ベヤ及びロープウェー)		
8428.10		[略]			8428.10		[同左]		
8428.60		[略]			8428.60		[同左]		
8428.70	000	†	NO	KG			[新規]		
		—産業用ロボット							
8428.90		[略]			8428.90		[同左]		
84.29		[略]			84.29		[同左]		
84.37		[略]			84.37		[同左]		
84.38		飲食料品の調製業用又は製造業 用の機械(動物性油脂、植物性油 脂又は微生物性油脂の抽出用又 は調製用の機械及びこの類の他 の項に該当するものを除く。)			84.38		飲食料品の調製業用又は製造業 用の機械(動物性又は植物性の油 脂の抽出用又は調製用の機械及 びこの類の他の項に該当するも のを除く。)		
8438.10		[略]			8438.10		[同左]		
8438.90		[略]			8438.90		[同左]		
84.39		[略]			84.39		[同左]		
84.61		[略]			84.61		[同左]		

統計品目番	NACS用	品名	単位		統計品目番	NACS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
84.62		鍛造機、ハンマー及び型鍛造機(圧延機を除く。)(プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。)並びにバンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニプリングマシン(引抜き機を除く。)(プレス、スリッター工程及び切断工程を含むものとし、金属加工用のものに限る。)並びにその他のプレス(金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。)			84.62		鍛造機、ハンマー、ダイスタンプマシン、バンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン(プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。)並びにその他のプレス(金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。)			
		ー熱間鍛造用の鍛造機、型鍛造機(プレスを含む。)及びハンマー			8462.10	000	6	ー鍛造機及びダイスタンプマシン(プレスを含む。)並びにハンマー	NO	KG
8462.11	000	5	NO	KG						
8462.19	000	4	NO	KG						
		ーバンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン(プレスブレーキを含む。)(圧延製品用のものに限る。)						ーバンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン(プレスを含む。)		
8462.22	000	1	NO	KG	8462.21	000	2	ー数値制御式のもの	NO	KG
8462.23	000	0	NO	KG						
8462.24	000	6	NO	KG						
8462.25	000	5	NO	KG						
8462.26	000	4	NO	KG						
		ースリッター機、切断機及びその他の剪断機(パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを除く。)(圧延製品用のものに限る。)			8462.29	000	1	ーその他のもの	NO	KG
8462.29	000	1	NO	KG				ー剪断機(プレスを含むものとし、パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械を除く。)		
8462.32	000	5	NO	KG	8462.31	000	6	ー数値制御式のもの	NO	KG
8462.33	000	4	NO	KG						
8462.39	000	5	NO	KG	8462.39	000	5	ーその他のもの	NO	KG
		ーパンチングマシン、ノッチングマシン及びニプリングマシン(プレスを除くものとし、パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械を含む。)(圧延製品用のものに限る。)						ーパンチングマシン及びノッチングマシン(パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを含む。)		
8462.42	000	2	NO	KG	8462.41	000	3	ー数値制御式のもの	NO	KG
8462.49	000	2	NO	KG	8462.49	000	2	ーその他のもの	NO	KG
		ー炉心管、管、中空断面材及び棒用の機械(プレスを除く。)								
8462.51	000	0	NO	KG						
8462.59	000	6	NO	KG						
		ー冷間金属加工プレス								
8462.61	000	4	NO	KG						
8462.62	000	3	NO	KG						

統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
8462.63	000	2	NO	KG					
8462.69	000	3	NO	KG					
8462.90	000	3	NO	KG					
84.63					8462.91	000	2	NO	KG
84.78					8462.99	000	1	NO	KG
84.79									
8479.10					8479.10				
8479.20	000	4	NO	KG	8479.20	000	4	NO	KG
8479.30					8479.30				
8479.79					8479.79				
8479.81					8479.81				
8479.82					8479.82				
8479.83	000	†	NO	KG	8479.89				
8479.89					8479.90				
8479.90					84.80				
84.80					84.81				
84.81					84.82				
84.82					8482.10				
8482.10					8482.30				
8482.30					8482.40	000	6	NO	KG
8482.40	000	6	NO	KG	8482.50	000	3	NO	KG
8482.50	000	3	NO	KG	8482.80				
8482.80					8482.99				
84.83					84.83				
84.84					84.84				
84.85									
8485.10	000	2	NO	KG					
8485.20	000	6	NO	KG					
8485.30	000	†	NO	KG					
8485.80	000	†	NO	KG					
8485.90	000	6	NO	KG					
84.86					84.86				
8486.10					8486.10				
8486.30					8486.30				
8486.40	000	†	NO	KG	8486.40	000	†	NO	KG
8486.90					8486.90				
84.87					84.87				

統計品目番 号	NACS用	品名	単位		統計品目番 号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
第85類		電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品			第85類		電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品		
注					注				
1～4		[略]			1～4		[同左]		
5		第85.17項において「スマートフォン」とは、自動データ処理機械の機能(例えば、複数のアプリケーション(サードパーティー製のものを含む。)のダウンロード及び作動の同時実行)を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話(デジタルカメラ、ナビシステムその他の機能を備えているかいないかを問わない。)をいう。			5		[新規]		
6		[略]			5		[同左]		
7		第85.24項において「フラットパネルディスプレイモジュール」とは、少なくともディスプレイスクリーンが備え付けられた情報表示用のデバイス機器(他の項に属する製品に、使用前に組み込まれるよう設計されたもの)をいう。フラットパネルディスプレイモジュール用のディスプレイスクリーンには、その形状が平らなもの、曲がつたもの、柔軟なもの、折畳み可能なもの及び伸縮可能なものを含む(ただし、これらに限定されない。)。フラットパネルディスプレイモジュールは、追加の素子(映像信号の受信やその信号をディスプレイ上のピクセルに割り当てるために必要なものを含む。)を備えていてもよい。ただし、第85.24項には、映像信号を変換する要素(例えば、スケーラーIC、デコーダーIC又はアプリケーションプロセッサ)や他の項の物品の特性を備えたディスプレイモジュールを含まない。この注7のフラットパネルディスプレイモジュールの所属の決定に当たっては、第85.24項は、この表の他のいずれの項にも優先する。			5		[新規]		
8		[略]			6		[同左]		
9		[略]			7		[同左]		
10		[略]			8		[同左]		
11		第85.39項において「発光ダイオード(LED)光源」には、次の物品を含む。 (a) 「発光ダイオード(LED)モジュール」 発光ダイオード(LED)モジュールは、電気回路内に配置された発光ダイオード(LED)による電氣的な光源であり、他の構成部品(例えば、電氣的、力学的、熱的又は光学的な構成部品)を有し、また、個別の能動素子、個別の受動素子又は電源供給若しくは電源制御用の第85.36項若しくは第85.42項の物品を有する。発光ダイオード(LED)モジュールには、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電氣的接触を確保するように設計されたキャップを有するものを含まない。 (b) 「発光ダイオード(LED)ランプ」 発光ダイオード(LED)ランプは、一以上の発光ダイオード(LED)モジュールを含む電氣的な光源であり、他の構成部品(例えば、電氣的、力学的、熱的又は光学的な構成部品)を有し、また、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電氣的接触を確保するように設計されたキャップを有することにより、発光ダイオード(LED)モジュールと区別される。			8		[新規]		
12		第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a)(i) 「半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用又は半導体ベースの変換器に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。 半導体デバイスには、複数の素子を組み合わせたもの(能動デバイス又は受動デバイスの補助機能を備えているかいないかを問わない。)を含む。			9		第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) 「ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。		

統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
		この定義において、「半導体ベースの変換器」とは、物理現象若しくは化学現象若しくは動作を電氣的信号に変換し又は電氣的信号を物理現象若しくは動作に変換することができるといった固有の機能を果たす半導体ベースセンサー、半導体ベースアクチュエーター、半導体ベースレゾネーター及び半導体ベースオシレーター(個別の半導体ベースのデバイス)をいう。							
		半導体ベースの変換器の全ての素子は、不可分の状態に結合されており、それらの構造又は機能を果たすために必要な素材を不可分の状態に取り付けたものを含む。							
		次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。							
		(1) 「半導体ベース」とは、半導体基板上に形成若しくは製造されたもの又は半導体素材によつて作られたもので、半導体技術により製造されたものをいう(半導体基板又は素材が決定的かつ代替不可能な変換器としての機能を果たすもので、かつ、その働きが物理的、電氣的、化学的及び光学的特性を含む半導体の特性に基づくものに限る。)							
		(2) 「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。							
		(3) 「半導体ベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。							
		(4) 「半導体ベースアクチュエーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものをいう。							
		(5) 「半導体ベースレゾネーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。							
		(6) 「半導体ベースオシレーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。							
		(ii) 「発光ダイオード(LED)」とは、電気エネルギーを可視光線、赤外線又は紫外線に変換する半導体素材をもととした半導体デバイス(互いに電氣的に結合しているかないか又は保護ダイオードと接続しているかないかを問わない。)をいう。第85.41項の発光ダイオード(LED)は、電源供給又は電源制御用の素子を自蔵していない。							
		(b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。 (i)～(iii) [略]							
							(b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。 (i)～(iii) [同左]		

統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
(iv)		マルチコンポーネント集積回路(MCO)(一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント(シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第85.32項、第85.33項若しくは第85.41項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第85.04項に属するインダクター)とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、パンプ又はパッドを通して、印刷回路基板(PCB)その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの)			(iv)		マルチコンポーネント集積回路(MCO)(一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント(シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第85.32項、第85.33項若しくは第85.41項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第85.04項に属するインダクター)とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、パンプ又はパッドを通して、印刷回路基板(PCB)その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの)		
		この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。					この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。		
		1及び2 [略]					1及び2 [同左]		
		3(a) 「シリコンベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理現象又は化学現象を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。					3(a) 「シリコンベースセンサー」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものである。「物理量又は化学量」は、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の実世界の現象に関連する。		
		(b)～(d) [略]					(b)～(d) [同左]		
		この注12の物品の所属の決定に当たっては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。					この注9の物品の所属の決定に当たっては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。		
		[削除]					10 第85.48項において「使用済みの一次電池及び蓄電池」とは、破損、分解、消耗その他の理由により本来の用途に使用することができず、かつ、充電する能力を有しないものをいう。		
号注					号注				
1		第8525.81号には、次の一以上の特性を有する高速テレビジョンカメラ、高速デジタルカメラ及び高速ビデオカメラレコーダーのみを含む。 書込速度が1マイクロ秒当たり0.5ミリメートルを超えること。 時間分解能が50ナノ秒以下であること。 フレームレートが毎秒225,000フレームを超えること。							
2		第8525.82号において、耐放射線テレビジョンカメラ、耐放射線デジタルカメラ及び耐放射線ビデオカメラレコーダーとは、高放射線環境下において作動するよう設計又は防護されたものをいう。これらのカメラは、使用上の劣化のない状態において、少なくとも、シリコン換算で50,000グレイ(5,000,000ラド)の放射線量に耐えるよう設計されている。							
3		第8525.83号には、暗視テレビジョンカメラ、暗視デジタルカメラ及び暗視ビデオカメラレコーダー(自然光を電子に変換する光電陰極を用いたもので、増幅及び変換により可視像を生ずることが可能なもの)を含み、熱画像カメラ(主として第8525.89号参照)を含まない。							
4		[略]			1		[同左]		
5		第8549.11号から第8549.19号までにおいて「使用済みの一次電池及び蓄電池」とは、破損、切断、消耗その他の理由により、本来の用途に使用することができず、かつ、充電する能力を有しないものをいう。							
85.01		電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を除く。)			85.01		電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を除く。)		
8501.10		[略]			8501.10		[同左]		
8501.20		[略]			8501.20		[同左]		

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
8501.31 }		－その他の直流電動機及び直流発電機(光発電機を除く。)			8501.31 }		－その他の直流電動機及び直流発電機		
8501.53		[略]			8501.53		[同左]		
8501.61 }		－交流発電機(光発電機を除く。)			8501.61 }		－交流発電機		
8501.64		[略]			8501.64		[同左]		
8501.71	000	0	NO	KG			[新規]		
8501.72	000	6	NO	KG					
8501.80	000	5	NO	KG			[新規]		
85.02 }		蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形を含む。)であるかないかを問わない。)			85.02 }		蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形を含む。)であるかないかを問わない。)		
85.06		[略]			85.06		[同左]		
85.07		[略]			85.07		[同左]		
8507.10 }		[略]			8507.10 }		[同左]		
8507.30		[削除]			8507.30		[同左]		
8507.50 }		[略]			8507.50 }	000	5	NO	KG
8507.90		[略]			8507.90				
85.08 }		[略]			85.08 }				
85.13		[略]			85.13				
85.14		工業用又は理化学用の電気炉(電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。)及び工業用又は理化学用のその他の機器(電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。)			85.14		工業用又は理化学用の電気炉(電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。)及び工業用又は理化学用のその他の機器(電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。)		
8514.11	000	6	NO	KG	8514.10	000	0	NO	KG
8514.19	000	5	NO	KG					
8514.20		[略]			8514.20				
8514.31	000	0	NO	KG	8514.30	000	1	NO	KG
8514.32	000	6	NO	KG					
8514.39	000	6	NO	KG					
8514.40		[略]			8514.40				
8514.90		[略]			8514.90				
85.15		[略]			85.15				
85.16		[略]			85.16				
85.17		電話機(スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用その他の電話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))用の通信機器を含む。)(第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。)			85.17		電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))用の通信機器を含む。)(第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。)		

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
8517.11		一電話機(スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。)			8517.11		一電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。)		
8517.13	000 †	一スマートフォン		NO			[同左]		
8517.14	000 †	一携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話		NO	8517.12	000 †	一携帯回線網用その他の無線回線網用の電話		NO
8517.18		[略]			8517.18		[同左]		
8517.61		[略]			8517.61		[同左]		
8517.69		[略]			8517.69		[同左]		
8517.71	000 3	一部分品		KG	8517.70	000 4	一部分品		KG
8517.79	000 2	一アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品		KG					
85.18		一その他のもの		KG	85.18		[同左]		
85.19		[略]			85.19		音声の記録用又は再生用の機器		
8519.20		音声の記録用又は再生用の機器			8519.20		[同左]		
8519.30		[略]			8519.30		[同左]		
		[削除]			8519.50	000 6	一留守番電話装置		NO KG
8519.81		[略]			8519.81		[同左]		
8519.89		[略]			8519.89		[同左]		
85.21		[略]			85.21		[同左]		
85.23		[略]			85.23		[同左]		
85.24		フラットパネルディスプレイモジュール(タッチスクリーンが組み込まれているかいないかを問わない。)					[新規]		
8524.11	000 †	一ドライバ又は制御回路を有しないもの		NO KG					
8524.12	000 †	一液晶のもの		NO KG					
8524.19	000 †	一有機発光ダイオード(OLED)のもの		NO KG					
8524.91	000 †	一その他のもの		NO KG					
8524.92	000 †	一その他のもの		NO KG					
8524.99	000 †	一液晶のもの		NO KG					
8525		一有機発光ダイオード(OLED)のもの		NO KG					
8525.50		一その他のもの		NO KG	85.25		ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー		
8525.60		ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー			8525.50		[同左]		
8525.81	000 †	[略]			8525.60		[同左]		
8525.82	000 †	一テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー		NO KG	8525.80	000 †	一テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー		NO KG
8525.83	000 †	一この類の号注1の高速度の物品		NO KG					
8525.89	000 †	一その他のもの(この類の号注2の耐放射線性の物品に限る。)		NO KG					
		一その他のもの(この類の号注3の暗視用の物品に限る。)		NO KG					
		一その他のもの		NO KG					

統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
85.26)		[略]			85.26)		[同左]		
85.28					85.28				
85.29		第85.24項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品			85.29		第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品		
8529.10		[略]			8529.10		[同左]		
8529.90		[略]			8529.90		[同左]		
85.30)		[略]			85.30)		[同左]		
85.38					85.38				
85.39		フィラメント電球及び放電管(シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。)、アーク灯並びに発光ダイオード(LED)光源			85.39		フィラメント電球及び放電管(シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。)、アーク灯並びに発光ダイオード(LED)ランプ		
8539.10)		[略]			8539.10)		[同左]		
8539.49		—発光ダイオード(LED)光源			8539.49		—発光ダイオード(LED)ランプ		
8539.51	000	† —発光ダイオード(LED)モジュール	NO	KG	8539.50	010	† —A形のもの	NO	KG
8539.52		—発光ダイオード(LED)ランプ				090	† —その他のもの	NO	KG
	010	† —A形のもの	NO	KG					
	090	† —その他のもの	NO	KG					
8539.90		[略]			8539.90		[同左]		
85.40		[略]			85.40		[同左]		
85.41		半導体デバイス(例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベースの変換器)、光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。))を含む。)、発光ダイオード(LED)(他の発光ダイオード(LED)と組み合わせるかないかを問わない。))及び圧電結晶素子			85.41		ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。))を含む。)、発光ダイオード(LED)及び圧電結晶素子		
8541.10)		[略]			8541.10)		[同左]		
8541.30		—光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。))を含む。))及び発光ダイオード(LED)			8541.30		—光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。))を含む。))及び発光ダイオード(LED)		
8541.41	000	6 —発光ダイオード(LED)	NO			010	3 —発光ダイオード(LED)	NO	
8541.42	000	5 —光電池(モジュール又はパネルにしてないもの)	NO			020	6 —光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。))	NO	
8541.43	000	4 —光電池(モジュール又はパネルにしてあるもの)	NO			090	6 —その他のもの	NO	
8541.49	000	5 —その他のもの	NO						
		—その他の半導体デバイス			8541.50	000	4 —その他の半導体デバイス	NO	
8541.51	000	† —半導体ベースの変換器	NO						
8541.59	000	2 —その他のもの	NO						
8541.60		[略]			8541.60		[同左]		
8541.90		[略]			8541.90		[同左]		
85.42		[略]			85.42		[同左]		
85.43		電気機器(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)			85.43		電気機器(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)		
8543.10)		[略]			8543.10)		[同左]		
8543.30					8543.30		[新規]		
8543.40	000	† —電子たばこ及びこれに類する個人用の電気的な気化用器具	NO						

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
8543.70		[略]			8543.70		[同左]		
8543.90		[略]			8543.90		[同左]		
85.44		[略]			85.44		[同左]		
85.47		[略]			85.47		[同左]		
85.48		[略]			85.48		一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品(この類の他の項に該当するものを除く。)		
8548.00	000	5 機器の電気式部分品(この類の他の項に該当するものを除く。)		KG	8548.10	000	2 一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池		KG
85.49		電気電子機器のくず --一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池			8548.90	000	6 一その他のもの [新規]		KG
8549.11	000	6 --鉛蓄電池のくず及び使用済みの鉛蓄電池		KG					
8549.12	000	5 --その他のもの(鉛、カドミウム又は水銀を含有するものに限る。)		KG					
8549.13	000	4 --化学物質により分別されたもの(鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。)		KG					
8549.14	000	3 --分別されていないもの(鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。)		KG					
8549.19	000	5 --その他のもの --主として貴金属の回収に使用する種類のもの		KG					
8549.21	000	3 --一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル(PCB)を含有する電気電子機器部品を含むもの		KG					
8549.29	000	2 --その他のもの --その他の電気電子機器を組み合わせたもの及び印刷回路基板		KG					
8549.31	000	0 --一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル(PCB)を含有する電気電子機器部品を含むもの		KG					
8549.39	000	6 --その他のもの --その他のもの		KG					
8549.91	000	3 --一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル(PCB)を含有する電気電子機器部品を含むもの		KG					
8549.99	000	2 --その他のもの		KG					
第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品					第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品				
注					注				
1 [略]					1 [同左]				

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2		「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品(この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。)を含まない。 (a)～(ij) [略] (k) 第94.05項の照明器具 (l) [略]			2		「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品(この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。)を含まない。 (a)～(ij) [同左] (k) 第94.05項のランプその他の照明器具 (l) [同左]		
3～5		[略]			3～5		[同左]		
		[略]					[同左]		
第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品					第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品				
注 1～4 [略]					注 1～4 [同左]				
号注 1 第8708.22号には、次の物品のみを含む。 (a) フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きのものに限る。) (b) フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きであるかないかを問わないものとし、加熱装置又はその他の電氣的若しくは電子的装置を自蔵するものに限る。) ただし、第87.01項から第87.05項までの自動車に専ら又は主として使用するものに限る。					[新規]				
87.01		トラクター(第87.09項のトラクターを除く。)			87.01		トラクター(第87.09項のトラクターを除く。)		
8701.10		[略]			8701.10		[同左]		
8701.21	000	0	0	NO	8701.20	000	1	NO	KG
		一 セミトレーラー用の道路走行用トラクター							
8701.22	000	6	0	NO					
		一 ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)のみを搭載したもの							
8701.23	000	5	0	NO					
		一 駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもの							
8701.24	000	4	0	NO					
		一 駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの							
8701.29	000	6	0	NO					
		一 その他のもの							
8701.30		[略]			8701.30		[同左]		
8701.95		[略]			8701.95		[同左]		
87.02		10人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の自動車			87.02		10人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の自動車		
8702.10		[略]			8702.10		[同左]		
8702.20		[略]			8702.20		[同左]		
8702.30	000	†	0	NO	8702.30	000	†	NO	
		一 駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの							
8702.40		[略]			8702.40		[同左]		
8702.90		[略]			8702.90		[同左]		
87.03		乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限り、第87.02項のものを除く。)			87.03		乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限り、第87.02項のものを除く。)		
8703.10		[略]			8703.10		[同左]		

統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
8703.21 } 8703.24		－その他の車両(ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに限定する。) [略]			8703.21 } 8703.24		－その他の車両(ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。))のみを搭載したものに限定する。 [同左]		
8703.31 } 8703.33 8703.40	000 †	－その他の車両(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)のみを搭載したものに限定する。) [略]			8703.31 } 8703.33 8703.40	000 †	－その他の車両(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)のみを搭載したものに限定する。) [同左]		
8703.50	000 †	－その他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものに限定するものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。)	NO		8703.50	000 †	－その他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。))及び電動機を搭載したものに限定するものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。)		NO
8703.60	000 †	－その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したものに限定するものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。)	NO		8703.60	000 †	－その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したものに限定するものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。)		NO
8703.70	000 †	－その他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限定する。)	NO		8703.70	000 †	－その他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。))及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限定する。)		NO
8703.80 8703.90 87.04 8704.10		－その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限定する。) [略] [略] 貨物自動車 [略]			8703.80 8703.90 87.04 8704.10		－その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限定する。) [同左] [同左] 貨物自動車 [同左]		
8704.21 } 8704.23		－その他のもの(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)のみを搭載したものに限定する。) [略]			8704.21 } 8704.23		－その他のもの(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)を搭載したものに限定する。) [同左]		
8704.31 8704.32		－その他のもの(ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに限定する。) [略] [略]			8704.31 8704.32		－その他のもの(ピストン式火花点火内燃機関を搭載したものに限定する。) [同左] [同左]		

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		－その他のもの(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したものに限る。)					[新規]		
8704.41	000	2		NO					
8704.42	000	1		NO					
8704.43	000	0		NO					
		－その他のもの(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものに限る。)					[新規]		
8704.51	000	6		NO					
8704.52	000	5		NO					
8704.60	000	4		NO			[新規]		
8704.90		[略]			8704.90		[同左]		
87.05		[略]			87.05		[同左]		
87.07					87.07				
87.08		部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。)			87.08		部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。)		
8708.10		[略]			8708.10		[同左]		
		－車体(運転室を含む。)のその他の部分品及び附属品					－車体(運転室を含む。)のその他の部分品及び附属品		
8708.21		[略]			8708.21		[同左]		
8708.22	000	6		KG			[新規]		
		－この類の号注1のフロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓							
8708.29		[略]			8708.29		[同左]		
8708.99		[略]			8708.99				
87.09		[略]			87.09		[同左]		
87.10		[略]			87.10		[同左]		
87.11		モーターサイクル(モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。)、補助原動機付きの自転車(サイドカー付きであるかないかを問わない。)及びサイドカー			87.11		モーターサイクル(モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。)、補助原動機付きの自転車(サイドカー付きであるかないかを問わない。)及びサイドカー		
8711.10	000	5		NO	8711.10	000	5		NO
		－シリンダー容積が50立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの					－シリンダー容積が50立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)付きのもの		
8711.20					8711.20				
		－シリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの					－シリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)付きのもの		
	010	5		NO	010	5			NO
		－シリンダー容積が50立方センチメートルを超え125立方センチメートル以下のもの					－シリンダー容積が50立方センチメートルを超え125立方センチメートル以下のもの		
	090	1		NO	090	1			NO
		－その他のもの					－その他のもの		

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
8711.30	000	6		NO	8711.30	000	6		NO
8711.40	000	3		NO	8711.40	000	3		NO
8711.50	000	0		NO	8711.50	000	0		NO
8711.60		[略]			8711.60				
8711.90		[略]			8711.90				
87.12		[略]			87.12				
87.16		[略]			87.16				
第88類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品 注					第88類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品 [新規]				
1 この類において、「無人航空機」とは、第88.01項の物品を除き、操縦士が搭乗せずに飛ぶように設計した航空機をいう。無人航空機には、積載物を運搬するように設計したもの又は恒久的に組み込まれたデジタルカメラ若しくは飛行中に実用的機能を発揮可能なその他の装置を装備したものを含む。 ただし、無人航空機には、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まない(第95.03項参照)。					号注 1 [同左] [新規]				
号注 1 [略] 2 第8806.21号から第8806.24号まで及び第8806.91号から第8806.94号までにおいて、「最大離陸重量」とは、その航空機が正常に離陸できる重量の最大値(積載物、装置及び燃料の重量を含む。)をいう。					号注 1 [同左] [新規]				
88.01		[略]			88.01				
88.02		その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行機。第88.06項の無人航空機を除く。)並びに宇宙飛行体(人工衛星を含む。)及び打上げ用ロケット			88.02				
8802.11		[略]			8802.11				
8802.60		[削除]			8802.60				
					88.03				
					8803.10				
					010	6			KG
					020	2			KG
					090	2			KG
					8803.20	000	0		KG
					8803.30	000	4		KG
					8803.90	000	0		KG
88.04		[略]			88.04				
88.05		[略]			88.05				
88.06		無人航空機							
8806.10	000	4	NO	KG					
8806.21	000	†	NO	KG					

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
8806.22	000	† ー最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの	NO	KG					
8806.23	000	† ー最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの	NO	KG					
8806.24	000	† ー最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの	NO	KG					
8806.29	000	† ーその他のもの	NO	KG					
8806.91	000	† ー最大離陸重量が250グラム以下のもの	NO	KG					
8806.92	000	† ー最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの	NO	KG					
8806.93	000	† ー最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの	NO	KG					
8806.94	000	† ー最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの	NO	KG					
8806.99	000	† ーその他のもの	NO	KG					
88.07		部分品(第88.01項、第88.02項又は第88.06項の物品のものに限る。)					[新規]		
8807.10		ープロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品							
	010	5 ー飛行機用プロペラ		KG					
	020	1 ーヘリコプター用の回転翼及び回転翼のブレード		KG					
	090	1 ーその他のもの		KG					
8807.20	000	6 ー着陸装置及びその部分品		KG					
8807.30	000	3 ー飛行機、ヘリコプター又は無人航空機のその他の部分品		KG					
8807.90	000	6 ーその他のもの		KG					
		[略]							
							[同左]		
89.01		[略]			89.01		[同左]		
89.02		[略]			89.02		[同左]		
89.03		ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓船及びカヌー			89.03		ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓船及びカヌー		
		ー膨張式のボート(複合艇を含む。)			8903.10	000	6 ー膨張式のもの	NO	KG
8903.11	000	5 ー原動機を除いた自重が100キログラム以下のもの(原動機付きのもの及び原動機を取り付けるように設計したものに限る。)	NO	KG					
8903.12	000	4 ー原動機を除いた自重が100キログラム以下のもの(原動機とともに使用するよう設計されていないものに限る。)	NO	KG					
8903.19	000	4 ーその他のもの	NO	KG					
		ーセールボート(補助原動機付きであるかないかを問わないものとし、膨張式のものを除く。)					[新規]		
8903.21	000	2 ー長さが7.5メートル以下のもの	NO	KG					
8903.22	000	1 ー長さが7.5メートルを超え24メートル以下のもの	NO	KG					

統計品目番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		
			I	II				I	II	
8903.23	000	0	NO	KG			[新規]			
		—長さ24メートルを超えるもの								
		—モーターボート(船外機付きのもの及び膨張式のものを除く。)								
8903.31	000	6	NO	KG						
		—長さ7.5メートル以下のもの								
8903.32	000	5	NO	KG						
		—長さ7.5メートルを超える24メートル以下のもの								
8903.33	000	4	NO	KG						
		—長さ24メートルを超えるもの								
		—その他のもの [削除]			8903.91	000	2	—その他のもの —セールボート(補助原動機付きであるかないかを問わない。)	NO	KG
		[削除]			8903.92	000		—モーターボート(船外機付きのものを除く。)	NO	KG
8903.93	000	0	NO	KG			[新規]			
		—長さ7.5メートル以下のもの								
8903.99		[略]			8903.99		[同左]			
89.04		[略]			89.04		[同左]			
89.08		[略]			89.08		[同左]			
		[略]					[同左]			
第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品					第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品					
注					注					
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。					
(a)~(e) [略]					(a)~(e) [同左]					
(f) 第15部の注2の卑金属製の汎用性の部分品(第15部参照)及びプラスチック製のこれに類する物品(第39類参照)。ただし、内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたものは、第90.21項に属する。					(f) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品(第15部参照)及びプラスチック製のこれに類する物品(第39類参照)					
(g)~(n) [略]					(g)~(n) [同左]					
2~7 [略]					2~7 [同左]					
90.01		[略]			90.01		[同左]			
90.05		[略]			90.05		[同左]			
90.06		写真機(映画用撮影機を除く。)並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第85.39項の放電管を除く。)			90.06		写真機(映画用撮影機を除く。)並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第85.39項の放電管を除く。)			
9006.30		[略]			9006.30		[同左]			
9006.40		[略]			9006.40		[同左]			
		—その他の写真機 [削除]			9006.51	000	4	—一眼レフレックスのもの(幅が35ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。)	NO	KG
		[削除]			9006.52	000	3	—その他のもの(幅が35ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。)	NO	KG
9006.53		—幅が35ミリメートルのロールフィルムを使用するもの			9006.53			—その他のもの(幅が35ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。)		
	100	4	NO	KG		100	4	—フィルムを交換する機能を有しないもの	NO	KG
	900	6	NO	KG		900	6	—その他のもの	NO	KG
9006.59		[略]			9006.59		[同左]			
9006.99		[略]			9006.99		[同左]			

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
90.07 }		[略]			90.07 }		[同左]			
90.12		レーザー(レーザーダイオードを除く。)及びその他の光学機器(この類の他の項に該当するものを除く。)			90.12		液晶デバイス(より特殊な限定をした項に該当するものを除く。)、 レーザー(レーザーダイオードを除く。)及びその他の光学機器(この類の他の項に該当するものを除く。)			
90.13					90.13					
9013.10 }		[略]			9013.10 }		[同左]			
9013.90					9013.90					
90.14 }		[略]			90.14 }		[同左]			
90.21					90.21					
90.22		エックス線、アルファ線、ベータ線、 <u>ガンマ線</u> その他の電離放射線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。)、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、椅子その他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機			90.22		エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。)、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、 <u>いす</u> その他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機			
9022.12 }		[略]			9022.12 }		[同左]			
9022.19		[略]			9022.19		[同左]			
		—アルファ線、ベータ線、 <u>ガンマ線</u> その他の電離放射線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。)					—アルファ線、ベータ線又は <u>ガンマ線</u> を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。)			
9022.21 }		[略]			9022.21 }		[同左]			
9022.90					9022.90					
90.23 }		[略]			90.23 }		[同左]			
90.26					90.26					
90.27		物理分析用又は化学分析用の機器(例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器)、粘度、多孔度、 <u>膨脹</u> 、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器(露出計を含む。) <u>及び</u> マイクローム			90.27		物理分析用又は化学分析用の機器(例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器)、粘度、多孔度、 <u>膨脹</u> 、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器(露出計を含む。) <u>及び</u> マイクローム			
9027.10 }		[略]			9027.10 }		[同左]			
9027.50					9027.50					
		—その他の機器					—その他の機器			
9027.81	000	—質量分析計	NO	KG			—電気式のもの			
9027.89		—その他のもの				011	0	—分析機器	NO	KG
	010	—分析機器	NO	KG		019	1	—その他のもの	NO	KG
	090	—その他のもの	NO	KG		090	2	—その他のもの	NO	KG
9027.90		[略]			9027.90		[同左]			
90.28		[略]			90.28		[同左]			
90.29		[略]			90.29		[同左]			

統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
90.30		オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電氣的量の測定用又は検査用の機器(第90.28項の計器を除く。)及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器			90.30		オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電氣的量の測定用又は検査用の機器(第90.28項の計器を除く。)及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器		
9030.10		[略]			9030.10		[同左]		
9030.20		[略]			9030.20		[同左]		
		一電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器(半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用のものを除く。)					一電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器		
9030.31		[略]			9030.31		[同左]		
9030.40		[略]			9030.40		[同左]		
9030.82		一その他の機器 一 半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器(集積回路を含む。)			9030.82		一その他の機器 一 半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器		
	010 5	---	NO		010 5		---	NO	
	090 1	---	NO		090 1		---	NO	
9030.84		[略]			9030.84		[同左]		
9030.90		[略]			9030.90		[同左]		
90.31		測定用又は検査用の機器(この類の他の項に該当するものを除く。)及び輪郭投影機			90.31		測定用又は検査用の機器(この類の他の項に該当するものを除く。)及び輪郭投影機		
9031.10		[略]			9031.10		[同左]		
9031.20		[略]			9031.20		[同左]		
		一その他の光学式機器					一その他の光学式機器		
9031.41	000 6	一 半導体ウエハー又は半導体デバイスの検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル(半導体デバイス(集積回路を含む。))の製造に使用するものに限る。)の検査用の機器	NO		9031.41	000 6	一 半導体ウエハー又は半導体デバイスの検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル(半導体デバイスの製造に使用するものに限る。)の検査用の機器	NO	
9031.49		[略]			9031.49		[同左]		
9031.90		[略]			9031.90		[同左]		
90.32		[略]			90.32		[同左]		
90.33		[略]			90.33		[同左]		
[略]					[同左]				
91.01		[略]			91.01		[同左]		
91.13		[略]			91.13		[同左]		
91.14		その他の時計の部分品 [削除]			91.14		その他の時計の部分品 一ばね(ひげぜんまいを含む。)		KG
9114.30		[略]			9114.10	000 4	[同左]		
9114.90		[略]			9114.30		[同左]		
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
第94類		家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物			第94類		家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランブその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物		
注					注				
1		この類には、次の物品を含まない。 (a)~(e) [略]			1		この類には、次の物品を含まない。 (a)~(e) [同左]		

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
(f) 第85類のランプ又は光源及びこれらの部分品 (g)~(k) [略] (l) 家具及び照明器具(玩具であるものに限る。第95.03項参照)、ビリヤード台その他ゲーム用に特に製造した家具(第95.04項参照)、装飾品(例えば、ちようちん、ストリングライトを除く。第95.05項参照)並びに奇術用家具(第95.05項参照) (m) [略] 2及び3 [略] 4 第94.06項において「プレハブ建築物」とは、工場で完成した建築物及び現場で組み立てて完成することが可能な要素としてまとめて提示する建築物(例えば、家屋、作業現場の宿泊設備、事務所、学校、店舗、物置、ガレージその他これらに類する建築物)をいう。 プレハブ建築物には、鋼製の「モジュール式の建築ユニット」で、通常、標準的な輸送用コンテナの寸法及び形状で提示されるものを含む(あらかじめ内部を実質的又は完全に作り付けたものに限る。)。通常、このモジュール式の建築ユニットは、組み合わせて恒久的な建築物を構成するように設計されている。					(f) 第85類のランプその他の照明器具 (g)~(k) [同左] (l) 家具及びランプその他の照明器具(がん具であるものに限る。第95.03項参照)、ビリヤード台その他ゲーム用に特に製造した家具(第95.04項参照)、装飾品(例えば、ちようちん、電気花飾りを除く。第95.05項参照)並びに奇術用家具(第95.05項参照) (m) [同左] 2及び3 [同左] 4 第94.06項において「プレハブ建築物」とは、工場で完成した建築物及び現場で組み立てて完成することが可能な要素としてまとめて提示する建築物(例えば、家屋、作業現場の宿泊設備、事務所、学校、店舗、物置、ガレージその他これらに類する建築物)をいう。				
94.01		腰掛け(寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。)及びその部分品			94.01		腰掛け(寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。)及びその部分品		
9401.10		[略]			9401.10		[同左]		
9401.20		[略]			9401.20		[同左]		
9401.31		一回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)			9401.30		一回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)		
	010	0	NO	KG		010	1	NO	KG
	090	3	NO	KG		090	4	NO	KG
9401.39		一回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)							
	010	6	NO	KG					
	090	2	NO	KG					
9401.41		腰掛け(寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用のもの及びキャンプ装具用のものを除く。)			9401.40		腰掛け(寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。)		
	010	4	NO	KG		010	5	NO	KG
	090	0	NO	KG		090	1	NO	KG
9401.49		一回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)							
	010	3	NO	KG					
	090	6	NO	KG					
9401.52		[略]			9401.52		[同左]		
9401.80		[略]			9401.80		[同左]		
9401.91	000	一部分品			9401.90		一部分品		
9401.99		一回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)				021	†	一回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)	KG
	021	†		KG		029	†	一回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)	KG
	029	†		KG		090	†	一回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)	KG
	090	†		KG					
94.02		[略]			94.02		[同左]		
94.03		その他の家具及びその部分品			94.03		その他の家具及びその部分品		
9403.10		[略]			9403.10		[同左]		
9403.89		[略]			9403.89		[同左]		
9403.91	000	一部分品			9403.90		一部分品		
9403.99		一回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)				010	0	一回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)	KG
						020	3	一回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)	KG

統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位				
			I	II				I	II			
94.04	010	5	---	KG	94.04	3	---		KG			
	090	1	---	KG								
			寝具その他これに類する物品(例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及び枕。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。)及びマットレスサポート							寝具その他これに類する物品(例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。)及びマットレスサポート		
			[略]							[同左]		
9404.10				9404.10								
9404.30				9404.30								
9404.40												
	010	6	---	KG								
	020	2	---	KG								
	090	2	---	KG								
9404.90	000	2	---	KG	9404.90							
94.05						010	5	---	KG			
						020	1	---	KG			
						030	4	---	KG			
						090	1	---	KG			
			照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く。)		94.05			ランプその他の照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く。)				
			---シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具(公共の広場又は街路の照明に使用する種類のを除く。)		9405.10			---シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具(公共の広場又は街路の照明に使用する種類のを除く。)				
	9405.11	000	2	---	KG		010	6	---	KG		
								090	2	---	KG	
	9405.19	000	1	---	KG	9405.20	000	0	---	KG		
9405.21	000	6	---	KG								
9405.29	000	5	---	KG	9405.30	000	4	---	KG			
9405.31	000	3	---	KG								
9405.39	000	2	---	KG								

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
9405.41		－その他の電気式の照明器具			9405.40		－電気式のランプその他の照明器具(他の号に該当するものを除く。)		
	010	－光発電性のもの(発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。)			010	4	－サーチライト及びスポットライト		KG
	090	－サーチライト及びスポットライト		KG	091	1	－その他のもの		KG
9405.42		－その他のもの		KG	099	2	－発光ダイオード(LED)光源を据え付けたもの		KG
	010	－その他のもの(発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。)					－その他のもの		KG
	090	－サーチライト及びスポットライト		KG					
9405.49		－その他のもの		KG					
	010	－その他のもの							
	090	－サーチライト及びスポットライト		KG					
9405.50	000	－非電気式の照明器具		KG	9405.50	000	5	－非電気式のランプその他の照明器具	KG
9405.61		－イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品			9405.60			－イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品	
	010	－発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するように設計されたもの			050	3	－ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターズスキン製、ぼうこう製又は腫製のもの		KG
	090	－ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターズスキン製、ぼうこう製又は腫製のもの		KG	040	0	－その他のもの		KG
9405.69		－その他のもの							
	010	－ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターズスキン製、ぼうこう製又は腫製のもの		KG					
	090	－その他のもの		KG					
9405.91		[略]			9405.91			[同左]	
9405.99		[略]			9405.99			[同左]	
94.06		プレハブ建築物			94.06			プレハブ建築物	
9406.10		[略]			9406.10			[同左]	
9406.20		－鋼製のモジュール式建築ユニット						[新規]	
	010	－床のあるもの(一部屋の床面積が9平方メートル以上のものを含むものに限る。)	ST	KG					
	090	－その他のもの	ST	KG					
9406.90		[略]			9406.90			[同左]	
第95類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品					第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)～(o) [略]					(a)～(o) [同左]				
(p) 無人航空機(第88.06項参照)					[新規]				
(q) [略]					(p) [同左]				
(r) [略]					(q) [同左]				
(s) [略]					(r) [同左]				
(t) [略]					(s) [同左]				
(u) ストリングライト(第94.05項参照)					(t) 電気花飾り(第94.05項参照)				
(v) [略]					(u) [同左]				
(w) [略]					(v) [同左]				

統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
(x) [略]					(w) [同左]				
2及び3 [略]					2及び3 [同左]				
4 この類の注1のものを除くほか、第95.03項には、 <u>同項</u> の物品と一以上の物品(輸入統計品目表の解釈に関する通則3(b)のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。)とを組み合わせたものを含む(小売用にしたもの及び <u>玩具</u> の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。)					4 この類の注1のものを除くほか、第95.03項には、 <u>この項</u> の物品と一以上の物品(輸入統計品目表の解釈に関する通則3(b)のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。)とを組み合わせたものを含む(小売用にしたもの及び <u>がん具</u> の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。)				
5 [略]					5 [同左]				
6 第95.08項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。					[新規]				
(a) 「遊園地の乗り物」とは、主として娯楽の目的のために、固定若しくは制限された走路(水路を含む。)を通じて又は所定の区画内において、一人以上の人員を運ぶ個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。遊園地の乗り物には、遊園地、テーマパーク、ウォーターパーク又は催事会場の中で組み合わせられたものを含み、住宅又は遊び場に通常設置された装置を含まない。									
(b) 「ウォーターパークの娯楽設備」とは、意図的に作られた歩道がない、水を伴う所定の区画によつて特徴づけられる個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。ウォーターパークの娯楽設備には、ウォーターパーク用に特に設計された装置のみを含む。									
(c) 「興行用設備」とは、運、力量又は技量に係る遊戯用具をいう。興行用設備には、通常、操作員又は係員が付き、恒久的な建築物又は独立した露店に設置されるものを含み、第95.04項の装置を含まない。									
この項には、この表の他の項に該当する装置を含まない。									
号注 [略]					号注 [同左]				
95.03		[略]			95.03		[同左]		
95.04		ビデオゲーム用のコンソール及び機器、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品(ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。)並びに硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する娯楽用の機械			95.04		ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品(ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。)		
9504.20		[略]			9504.20		[同左]		
9504.90		[略]			9504.90		[同左]		
95.05		[略]			95.05		[同左]		
95.07					95.07				
95.08		巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備、遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備、興行用設備(射的場を含む。)並びに巡回劇場の設備			95.08		回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備		
9508.10	000	0	—巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備	KG	9508.10	000	0	—巡回サーカス又は巡回動物園のもの	KG
			—遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備					[新規]	
9508.21	000	3	—ジェットコースター	KG					
9508.22	000	2	—回転木馬、スイング及びその他の回転式の乗り物	KG					
9508.23	000	1	—ダッジム車	KG					
9508.24	000	0	—運動シミュレーター及び体験型劇場の設備	KG					
9508.25	000	6	—ウォーターライド	KG					
9508.26	000	5	—ウォーターパークの娯楽設備	KG					
9508.29	000	2	—その他のもの	KG					

統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
9508.30000	1	一興行用設備		KG			[新規]		
9508.40000	5	一巡回劇場の設備 [削除]		KG			[新規]		
					9508.90000	4	一その他のもの		KG
第96類 雑品					第96類 雑品				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)～(ij) [略]					(a)～(ij) [同左]				
(k) 第94類の物品(例えば、家具及び照明器具)					(k) 第94類の物品(例えば、家具及びランプその他の照明器具)				
(l)及び(m) [略]					(l)及び(m) [同左]				
2～4 [略]					2～4 [同左]				
96.01		[略]			96.01		[同左]		
96.08					96.08				
96.09		鉛筆(第96.08項のシャープペンシルを除く。)、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク			96.09		鉛筆(第96.08項のシャープペンシルを除く。)、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク		
9609.10		一鉛筆及びクレヨン(さやの中に芯を入れたものに限る。)			9609.10		一鉛筆及びクレヨン(硬いさやの中にしんを入れたものに限る。)		
	010	4 一黒芯のもの		KG		010	4 一黒しんのもの		KG
	090	0 一その他のもの		KG		090	0 一その他のもの		KG
9609.20	000	5 一鉛筆の芯(色を問わない。)		KG	9609.20	000	5 一鉛筆のしん(色を問わない。)		KG
9609.90		[略]			9609.90		[同左]		
96.10		[略]			96.10		[同左]		
96.16					96.16				
96.17					96.17				
9617.00	000	2 魔法瓶その他の真空容器及びその部分品(ガラス製の内部容器を除く。)		KG	9617.00	000	2 魔法瓶その他の真空容器(ケース入りのものに限る。)&及びその部分品(ガラス製の内部容器を除く。)		KG
96.18		[略]			96.18		[同左]		
96.19					96.19				
9619.00	000	5 生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品(材料を問わない。)	NO	KG	9619.00	000	5 生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品(材料を問わない。)	NO	KG
96.20		[略]			96.20		[同左]		
[略]					[同左]				
第97類 美術品、収集品及びこつとう					第97類 美術品、収集品及びこつとう				
注					注				
1 [略]					1 [同左]				
2 第97.01項には、 <u>芸術家がデザインし又は創作した場合であつても、通常の職人技術により大量生産された複製品、鋳造物及び製作品で、商業的性格を有するモザイクを含まない。</u>					[新規]				
3 [略]					2 [同左]				
4 [略]					3 [同左]				
5(A) この類及びこの表の他の類に同時に属するとみられる物品は、1から4までに定める場合を除くほか、 <u>全て</u> この類に属する。					4(A) この類及びこの表の他の類に同時に属するとみられる物品は、1から3までに定める場合を除くほか、 <u>すべて</u> この類に属する。				
(B) [略]					(B) [同左]				
6 書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画を取り付けた額縁で、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に含まれる。この注6の規定に関し、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものでない額縁については、これらの物品に含まれないものとし、当該額縁が属する項に属する。					5 書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画を取り付けた額縁で、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に含まれる。この注5の規定に関し、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものでない額縁については、これらの物品に含まれないものとし、当該額縁が属する項に属する。				

統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
97.01		書画(肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第49.06項の図案を除く。)並びにコラージュ及びモザイクその他これらに類する装飾板			97.01		書画(肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第49.06項の図案を除く。)及びコラージュその他これらに類する装飾板		
		―製作後100年を超えたもの			9701.10	000	―書画	NO	KG
9701.21	000	2	NO	KG	9701.90	000	―書画	NO	KG
9701.22	000	1	NO	KG					
9701.29	000	1	NO	KG					
		―その他のもの							
9701.91	000	2	NO	KG					
9701.92	000	1	NO	KG					
9701.99	000	1	NO	KG					
97.02		銅版画、木版画、石版画その他の版画			97.02		銅版画、木版画、石版画その他の版画		
9702.10	000		NO	KG	9702.00	000	銅版画、木版画、石版画その他の版画	NO	KG
9702.90	000	1	NO	KG					
97.03					97.03				
9703.10	000	2	NO	KG	9703.00		彫刻、塑像、鋳像その他これらに類する物品(材料を問わない。)	NO	KG
		―製作後100年を超えたもの							
9703.90	000	6	NO	KG					
97.04		[略]			97.04		[同左]		
97.05		収集品及び標本(考古学、民族学、史学、動物学、植物学、鉱物学、解剖学、古生物学又は古銭に関するものに限る。)			97.05		収集品及び標本(動物学、植物学、鉱物学、解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又は古銭に関するものに限る。)		
9705.10	000	5		KG	9705.00	000	1		KG
		―収集品及び標本(考古学、民族学又は史学に関するものに限る。)							
		―収集品及び標本(動物学、植物学、鉱物学、解剖学又は古生物学に関するものに限る。)							
9705.21	000	1		KG					
9705.22	000	0		KG					
		―絶滅種又は絶滅危惧種のものと及びこれらの部分品							
9705.29	000	0		KG					
		―その他のもの							
		―収集品及び標本(古銭に関するものに限る。)							
9705.31	000	5		KG					
9705.39	000	4		KG					
97.06		こつとう(製作後100年を超えたものに限る。)			97.06		こつとう(製作後100年を超えたものに限る。)		
9706.10	000	3		KG	9706.00	000	6		KG
9706.90	000	0		KG					
		―製作後250年を超えたもの							
		―その他のもの							
[略]					[略]				